

第5章 地域別まちづくり方針

台東区のみちづくりの将来イメージ実現のため、地域の歴史・伝統、生活、土地利用等の状況を踏まえ、6つの地域区分を設定し、地域固有の特性や課題に応じたまちづくり方針を示す。

- 1 上野地域
- 2 谷中地域
- 3 浅草・中部地域
- 4 根岸・入谷地域
- 5 北部地域
- 6 南部地域

■地域区分図



①上野地域	上野、東上野、北上野、台東、秋葉原、池之端、上野公園周辺
②谷中地域	谷中、上野桜木、池之端周辺
③浅草・中部地域	浅草、雷門、西浅草、花川戸、駒形、元浅草、寿、松が谷、北上野、東上野周辺
④根岸・入谷地域	根岸、入谷、竜泉、千束、下谷周辺
⑤北部地域	橋場、清川、日本堤、三ノ輪、東浅草、竜泉、浅草、千束、今戸周辺
⑥南部地域	浅草橋、蔵前、柳橋、鳥越、小島、三筋周辺

1 上野地域

■地域の成り立ち

歴史的な経緯

～江戸期	上野の山は寛永寺の境内にあり、桜の名所として親しまれ、参道は繁華街として発展した。現在の御徒町駅周辺～昭和通り東側一帯には、幕府御徒組の屋敷がおかれた。
明治期～戦前	現上野東照宮一体は日本初の公園の一つとして整備された。また現在の東京藝術大学や東京国立博物館、国立科学博物館などが開設され、文化の杜形成につながっている。上野駅は明治16年（1883年）に開業、昭和2年（1927）には東洋初の地下鉄が上野～浅草間に開業した。
戦後	アメ横が出現し、三味線堀周辺には庶民の娯楽施設が集積した。また、上野駅は東京とふるさをつなぐ心の拠り所となった。
現在	平成28年（2016年）に、国立西洋美術館が世界文化遺産に登録された。

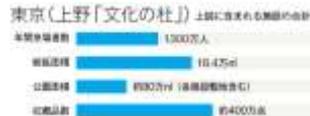
江戸期の町割による都市構造



■まちづくりのトピック

文化・芸術資源の集積と特徴的な商業文化

- 上野恩賜公園やその周辺には、日本を代表する博物館、美術館、動物園や大学など、多彩な文化・芸術資源が高度に集積している。
- 上野駅周辺から御徒町駅周辺の広範囲にわたり、活気のある商業エリアが形成されており、中でもアメ横は年間を通して来街者で賑わっている。

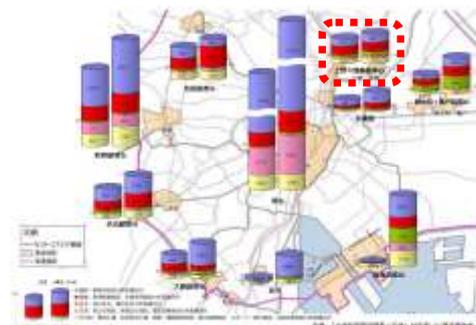


アメ横の特徴的な商業文化

出典：東京文化ビジョン、東京都（2015年）

上野駅周辺における拠点性の強化

- 最近20年間、上野・浅草副都心の機能集積はわずかしか進んでおらず、都市基盤と機能の集積のポテンシャルを活かした活性化が必要である。



東京副都心の機能集積の状況（再掲）

出典：東京都都市計画審議会第1回都市づくり調査特別委員会資料（2015年）

上野恩賜公園周辺の景観

- 上野恩賜公園には、広い範囲でまとまったみどりの空間が形成されており、区民や来街者が都会の中で自然を感じられる憩いの場となっている。特に不忍池は上野地域における貴重な水辺空間となっている。
- 国立西洋美術館周辺は、世界文化遺産の風格を損なわないよう、環境保全に努める必要がある。



© 国立西洋美術館

地域の安全性向上

- 大規模な災害が発生した場合、上野駅周辺では、公共交通機関の運行停止等に伴い多くの帰宅困難者が発生すると予想されるため、災害時に備えた帰宅困難者対策が必要である。

上野駅周辺の滞留者等の予想人数

駅前滞留者数	屋内滞留者	84,910
	屋外滞留者	22,217
	小計	107,127
待機人口		17,647
滞留場所不明人口		10,529
計		135,303

※屋内滞留者：駅周辺で学校、職場等に滞留している人の総数
 ※屋外滞留者：駅周辺で私用、目的不明で滞留している人の総数
 ※待機人口：滞留目的が自宅及びその周辺の人の総数
 ※上野駅を起点に4km圏内に存在する人数をカウントしている。上記のうち、「屋外滞留者」が駅周辺に集積すると予想される。
 出典：上野駅周辺エリア防災計画、上野駅周辺滞留者対策推進協議会（2015年）

■上野地域の将来像

社とまちが一体となり 日本と世界をつなぐ文化・芸術のまち

国際競争力を有する文化・芸術の創造・発信拠点が形成されるとともに、商業・業務・産業など、地域の個性を活かした魅力が向上し、新たな賑わいが生まれています。

拠点全体で歩行者の回遊性向上、周辺地域との連携が図られ、上野駅をはじめ、駅周辺における都市基盤が充実しています。

商店街の活性化や都心居住が促進するとともに、総合的な防災力の高いまちが実現しています。

■上野地域まちづくり方針

(1) 国際競争力を有する文化・芸術の創造・発信拠点の形成

①上野駅周辺における文化・芸術の創造・発信拠点の形成

- 上野駅周辺や主要な幹線道路沿道を中心に高度利用を図るとともに、上野恩賜公園と連携した文化・芸術機能の集積や、宿泊・滞在機能、情報発信機能等の関連機能の集積を図り、国際競争力を有する文化・芸術の創造発信拠点を形成する。
- 上野恩賜公園周辺のみどりの保全を図るとともに、幹線道路の沿道緑化や建物更新に伴う緑化等によりみどりを創出し、上野恩賜公園と市街地の一体化を図る。
- 東上野4丁目エリアは、行政機関などの公共公益機能を再編するとともに、文化・観光機能を誘導する。

②上野の歴史・文化・みどりの資源を活かした潤いと風格のある景観の形成

- 上野の歴史資源や文化・芸術資源を活かした風格ある景観形成を推進する。特に国立西洋美術館周辺では環境保全と資源の活用により、世界文化遺産のあるまちにふさわしい景観形成を図る。
- 上野恩賜公園周辺の水とみどりの集積を活かし、文化の杜を感じる潤いある景観を形成する。
- 祭りの舞台にふさわしい沿道景観の形成に努め、風情を感じる空間づくりを推進する。

(2) 地域の個性を活かした魅力向上と新たな賑わいの創出

①商業の集積を活かした商業・業務機能の充実

- アメ横やジュエリータウン等の歴史や特徴ある広域型商店街の集積を活かし、上野らしい個性豊かな商業・業務機能の充実により、さらなるまちの魅力向上を図る。

②地域の個性を活かした新たな賑わいの創出

- ものづくり等の産業の集積を活かし、防災性の向上を図りながら既存ストックの有効活用等を図り、世界や日本中から人々が集まり、常に新しい賑わいが生まれる機能を誘導する。
- 情報発信や交流拠点等のまちの魅力の維持発展に必要な機能の誘導を図る。

③多様な主体による地域まちづくりの推進体制の強化

- 既存のコミュニティカを活かした多様な主体が一体となって地域まちづくりを実現するための体制を充実する。

(3) 歩行者の回遊性向上と周辺地域との連携強化

①上野恩賜公園と市街地をつなぐ歩行者ネットワークの強化

- 上野駅周辺では、視認性の高い駅及び広場空間の創出や道路における歩車分離や、

地下通路・地下駐車場等の既存施設の有効活用等により、回遊性を回遊性を向上させる歩行者空間を整備し、上野恩賜公園と市街地との歩行者ネットワークを強化する。

②上野を中心とした周辺地域との回遊性・連携の向上

- 浅草通り、中央通り、昭和通り等の幹線道路では、緑化や修景などにより連続する良好な景観を形成し、まちの潤いと賑わいを感じる空間として整備し、周辺拠点との回遊性向上を図る。
- かっぱ橋本通りやその周辺では、上野と浅草を結ぶ賑わいの連続性を高める街並み景観や空間づくりを推進する。
- 浅草・中部地域、谷中地域、根岸・入谷地域等との歩行者回遊性や地域連携の向上を図る。

③安全で快適な道路空間の創出

- 道路整備にあたってはユニバーサルデザインに基づいて整備するとともに、歩行者と自動車の双方にとって安全で快適な空間を創出する。
- 都市計画道路の優先整備路線である春日通りの整備を推進し、快適な道路空間を創出する。

(4) 駅周辺における都市基盤の充実

①上野駅周辺における都市基盤の再編

- 建築当時の佇まいを残す現駅舎を活かすとともに、風格ある駅前広場を整備し、交通機能の集約・再編や乗り換え機能の改善などにより、歩行者空間や交通結節機能の充実を図る。
- 上野恩賜公園と市街地をつなぐ歩行者空間の再編・充実、地下空間及び上空空間の活用等により、わかりやすい動線整備を行う。

②御徒町駅周辺における都市基盤の充実・活用

- 御徒町駅周辺では、安全な歩行者空間の創出や交通結節機能の強化を図るとともに、高級品を取り扱うジュエリータウンをはじめとした、商業集積としての魅力向上や、訪れやすい都市空間を形成する。
- パンダ広場等の公共性の高い施設や敷地の有効活用により、さらなる賑わいの創出を図る。

(5) 利便性の高い生活・住環境の創出と商店街の活性化

①質の高い職住近接の都心居住の促進

- 商業・業務機能やみどりの集積等を活かし、質の高い集合住宅の誘致などにより、職住近接の都心居住を推進する。

②近隣型商店街の活性化

- 近隣型商店街は、多様化する消費者のニーズへの対応による活性化を推進し、地域生活を支え、コミュニティ形成に資する場として活用する。

(6) 総合的な防災力の高いまちの実現

①帰宅困難者対策と避難動線の整備

- 上野駅周辺では帰宅困難者対策充実のため、民間開発により一時滞在施設等を確保するとともに、区民や外国人観光客を含む来街者への適切な情報提供等を行う。
- 避難場所である上野恩賜公園へのわかりやすい避難動線を整備する。

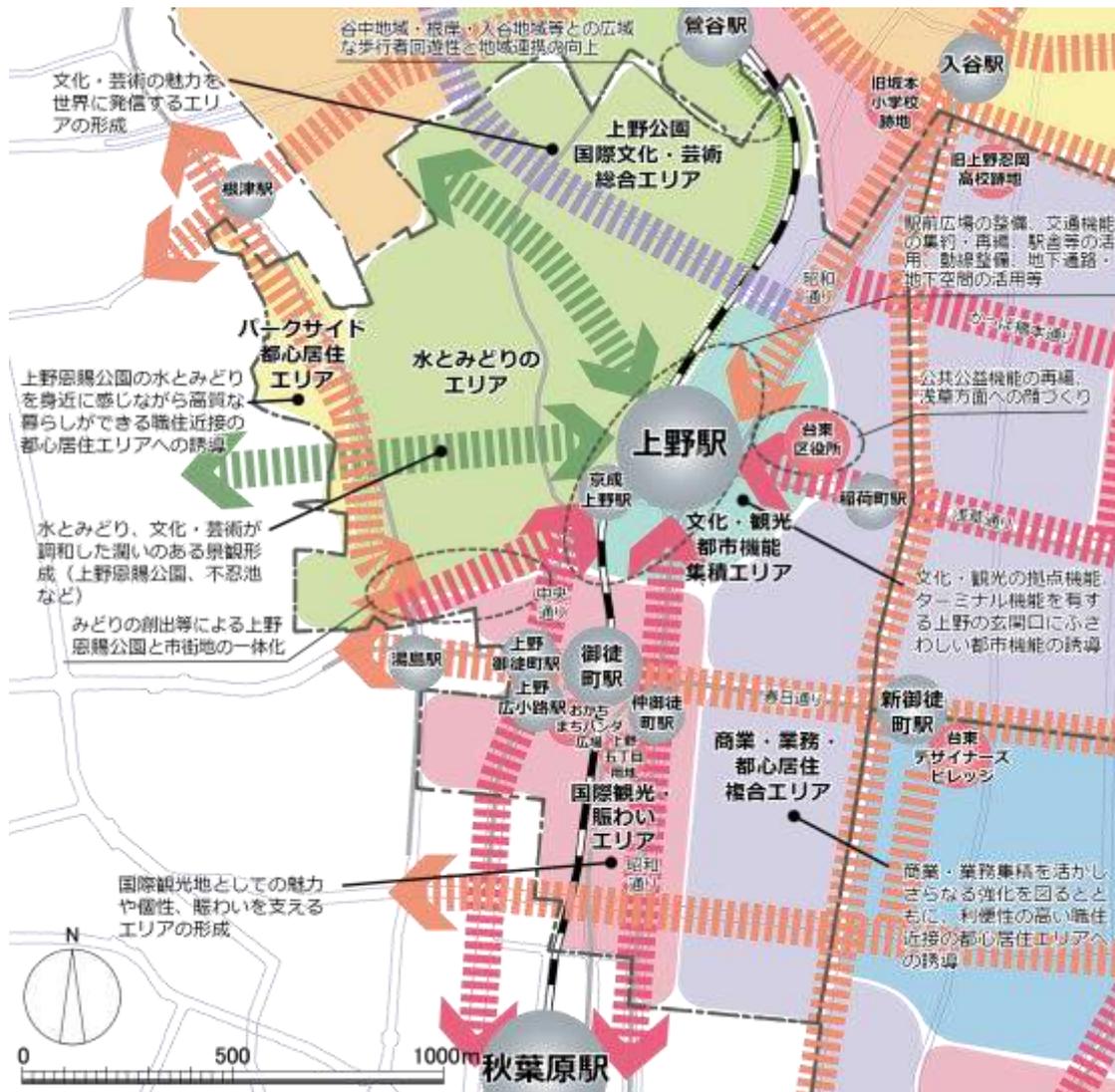
②防災活動拠点の充実と地域の事業継続性の向上

- 防災活動拠点機能を充実させるとともに、災害時にもまちの主要機能や中核となる事業が継続できるまちづくりの推進のため、業務集積地における災害時のエネルギー確保を検討する。

③地域全体の総合的な防災性の向上

- 旧耐震基準で建築された建物が集積するエリアや幹線道路沿いでは建物の更新や耐震化を促進する。
- 建物の不燃化・耐震化の推進やコミュニティ等の強化を進め、地域全体の総合的な防災性の向上を図る。
- 集中的な大量の降雨などによる荒川の氾濫等、水害への対策を検討する。

■上野地域まちづくり方針図



【エリア】	【みち】
上野公園国際文化・芸術総合エリア及び水とみどりのエリア	観光・賑わいのみち
文化・観光・都市機能集積エリア	生活・文化のみち
国際観光・賑わいエリア	生活・賑わいのみち
商業・業務・都心居住複合エリア	みどり・歴史のみち
パークサイド都心居住エリア	
	【一般】
	JR在来線
	その他鉄道
	都市計画道路
	産線
	地域境界
【駅と施設等】	
鉄道駅	
主な公共施設	

※ みち
歩行者中心の回遊性向上を図る道路を示す。

2 谷中地域

■地域の成り立ち

歴史的な経緯

～江戸期	上野の山に寛永寺が建立され、その後、神田寺町から多くの寺院が移転し、現在の寺町が形成された。
明治期～戦前	明治7年(1874年)に開設された谷中墓地は後に谷中霊園となり、上野恩賜公園から連続する広大な緑地空間が形成された。
戦後	震災や戦災を免れ、路地や寺院と低層の街並み等が調和し、地域の魅力をつくり出した。坂が多く、中でも「タヤけだんだん」は、坂からの景色が個性的な地域資源の一つとなっている。
現在	狭い路地や老朽化した木造住宅が多く、防災面に喫緊の課題がある。良好な住環境を守るコミュニティ活動が活発である。

江戸期の町割による都市構造

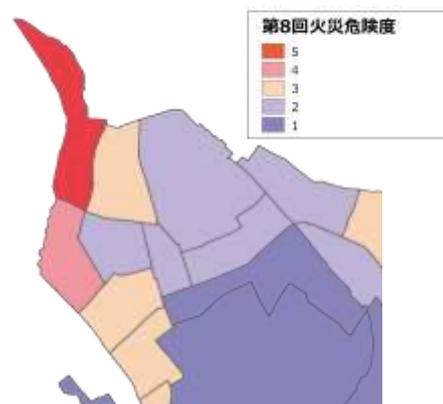


■まちづくりのトピック

総合的な防災性の向上

- 火災危険度が高い地域が一部存在し、市街地の安全性向上が必要である。
- 谷中二・三・五丁目地区密集住宅市街地整備促進事業や不燃化特区関連事業が実施されている。

火災危険度



出典：地震に関する地域危険度測定調査（第8回）より作成

閑静な住環境、独立住宅主体の土地利用

- 広範囲にわたり閑静な住環境が保たれ、独立住宅を中心とした落ち着いたある住宅街が形成されている。



落ち着いたある住宅街

寺町の雰囲気、低層主体の街並み

- 寺院や文化財等の歴史・文化資源が多く、路地や坂と相まって、特徴的な景観が形成されている。
- 寺院と低層住宅を中心とした、上空に広がりのある街並みが形成されている。



低層住宅を中心とした街並み

谷中霊園・寺院のみどりと上野恩賜公園との連携

- 多数の寺院と谷中霊園があり、緑被率が高いため、住宅街周辺で身近にみどりを感じることができる。
- 隣接する上野恩賜公園との連続性を活かしたまちづくりが必要である。



上野恩賜公園周辺の街並み

■谷中地域の将来像

歴史・みどりを引き継いだ 生活・文化を大切にするまち

歴史・文化・自然の中で人々が交流する生活・文化調和ゾーンが形成されるとともに、地域の歴史を引き継ぎながら、防災性の高いまちづくりが実現されています。

まちの至るところで広い空と豊かなみどりを感じられ、暮らしやすい生活・住環境、歩いて暮らせる道路環境が形成されています。

■谷中地域まちづくり方針

(1) 歴史・文化・みどりの中で人々が交流する生活・文化調和ゾーンの形成

①生活・文化調和ゾーンの形成

- 歴史、文化、みどりの資源や地域の歴史を伝える建物、寺町としての情緒、商店街、路地、坂などの地域特性の保全・活用により、個性ある生活スタイルを支える生活・文化調和ゾーンを形成する。
- 谷中銀座、よみせ通り、谷中三崎坂等は、個性ある商店街として環境整備を進める。

(2) 地域の歴史を引き継いだ防災性の高いまちづくりの推進

①建物の更新等による防災性の向上

- 防災上の課題のある地区では、路地空間などの街並みを活かしながら、建物の更新や共同化等による整備を進め、地域全体の防災性向上を図る。
- 防災性を向上させるためにオープンスペースの確保や敷地の細分化の防止等を図る。

②道路整備とあわせた防災性の向上

- 路地空間等の情緒ある街並みを活かしながら、円滑な防災活動の空間確保を目的とした道路の拡幅整備や無電柱化を必要に応じて推進する。
- 狭あい道路の沿道では、建物の建替えとあわせた道路の拡幅整備に取り組み、市街地の防災性の向上を図る。

(3) 広い空と豊かなみどりを感ずることができる景観誘導

①景観に配慮したまちづくりの推進

- 低層の街並みを守るゾーンを基本としつつ、幹線道路沿道等の一部中層化を許容するゾーンを区分するなど、景観に配慮したまちづくりを進める。
- 道路や沿道建物等における色彩や照明、デザインなど、沿道空間が一体となった落ち着きと魅力のある景観を形成する。
- 祭りの舞台にふさわしい沿道景観の形成に努め、風情を感じる空間づくりを推進する。

②みどりの保全と緑化の推進

- 谷中霊園や防災広場等の既存のみどりや沿道のみどりについては、まちの魅力を創出する資源として保全を図る。
- 寺町の風情を感じる空間として、寺院や民有地内の樹木の保全や、上野台地崖線のみどりの保全・創出を図る。

(4) 暮らしやすい生活・住環境の維持・保全

①良質な生活・住環境の維持

- みどりや路地空間の残る低層住宅を基本とした落ち着いた街並みの維持や、生活と観光の調和により、良好な生活・住環境を維持する。
- 住環境に配慮しつつ小規模の生活利便施設の立地を誘導する。

②多様な世代が住み続けられる住宅の維持・保全・活用

- 防災性の向上が図られた既存ストックの活用などにより、多様な世代が住み続けられる住宅地を形成する。

(5) 道路整備とあわせて歩いて暮らせるまちづくり

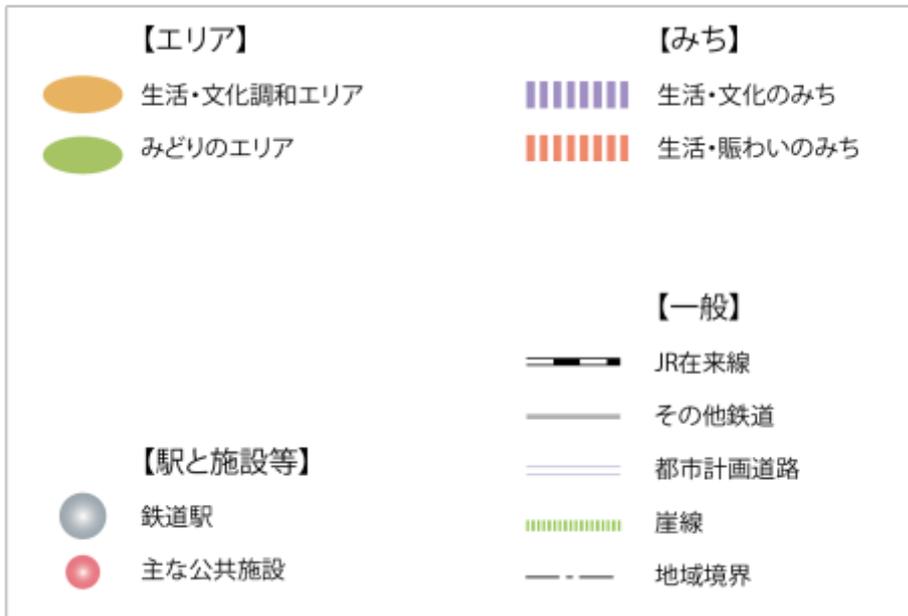
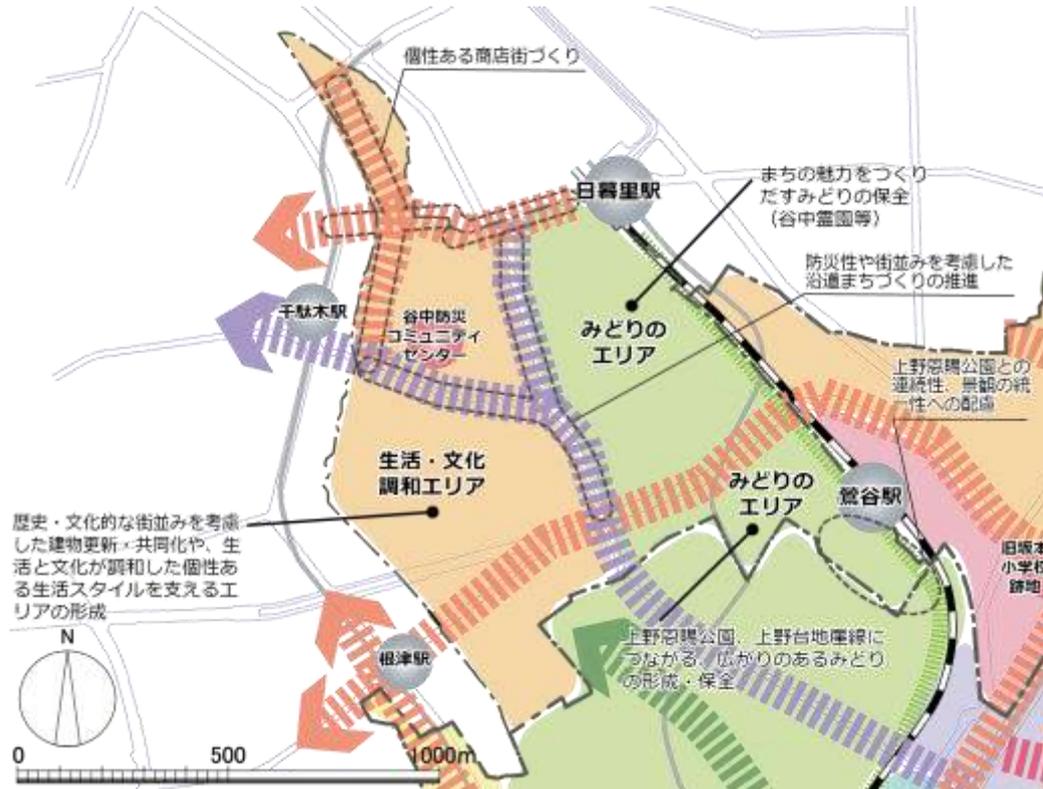
①歩行者中心のまちづくりの推進

- 「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」（東京都 平成28年）において道路整備の実現に向けて検討を行うとされた環状3号線、補助95号線は、地形や現在の土地利用、沿道のまちづくり等を考慮し、必要とされる道路機能を発揮する整備形態の検討を進める。特に環状3号線は広域ネットワークを担う幹線道路としての位置付けを踏まえた整備を進める。
- 自動車通過交通の進入抑制、車両の速度低減等により、住民、観光客が安心して生活し、楽しみながら行動できる道路整備を進める。
- 「都市計画道路の見直し方針について」（東京都 平成27年）において都市計画の廃止の方針が示された補助92号線、補助178号線、補助188号線の周辺では、防災性や歴史的・文化的資源と貴重なみどりを活かしたまちづくりを推進する。

②歩行者ネットワークの充実

- 快適で歩きたくなる歩行者空間を形成するとともに、上野恩賜公園、根津・千駄木地域等の隣接地域との歩行者ネットワークや地域内に多い寺院のみどりや歴史ある文化資源を結び歩行者ネットワークを充実させ、人々の交流促進を図る。

■谷中地域まちづくり方針図



※ みち
歩行者中心の回遊性向上を図る道路を示す。

3 浅草・中部地域

■地域の成り立ち

歴史的な経緯

～江戸期	浅草寺を中心として発展し、人々の行楽地、繁華街として栄えた。浅草寺の南側には寺町が形成され、北側は浅草田圃と呼ばれる田園地帯が広がり、吉原の移転や猿若三座の芝居興行等により独自の文化が開花した。
明治期～戦前	浅草六区等の歓楽街が出現し、娯楽・芸能の中心として隆盛を誇った。大正時代には、西側に道具商、古物商の街が形成された。現在の東京メトロ銀座線や東武鉄道が開業した。
戦後～現在	江戸期から引き継いできた文化を基礎に、伝統的な祭りや行事が年間を通して開催されている。江戸の面影が残る行楽地として、国際観光都市の地位を築き上げた。都営地下鉄浅草線、同大江戸線、つくばエクスプレスが開業した。

江戸期の町割による都市構造



■まちづくりのトピック

国際観光拠点の形成

- 浅草寺とその周辺は、日本を代表する国際観光拠点となっている。
- 豊かな文化や伝統を有し、四季折々の多彩な祭りなど、観光資源が豊富に存在し、広域的な商業エリアが形成されている。



一年中観光客などで賑わう浅草寺周辺

地域の安全性向上

- 地域と行政が一体となり、区民のみならず、来街者も含めた帰宅困難者対策が必要である。



観光時の災害緊急避難 MAP

出典：浅草観光連盟 HP

隅田川と船着場

- 東側の隅田川と隅田公園は、貴重な水辺空間となっている。
- 浅草駅周辺には、浅草東参道二天門や桜橋等の防災船着場がある。



貴重な水辺空間である隅田川

浅草寺周辺の景観

- 浅草寺を中心に寺社や観光資源が多く存在し、江戸の風情が感じられる街並みが形成されている。
- 地域主体での景観形成の取り組みが活発に行われている。



江戸の風情が感じられる街並み

■ 浅草・中部地域の将来像

歴史・文化を育み 新たな賑わいを創造するまち

国際観光都市浅草にふさわしい、防災性の高いまちが実現されているとともに、伝統ある文化を活かした活気と賑わいのある商業空間や、歴史・文化にふれ、賑わいが広がる歩行者ネットワークが形成されています。

隅田川周辺の親水性の高い環境や江戸から続く歴史の風情を感じる街並みをはじめ、魅力の高い都市景観が形成されています。

観光や商業、居住等の多様な機能が共生するまちが実現されています。

■浅草・中部地域まちづくり方針

(1) 国際観光都市浅草にふさわしいまちづくりの推進

①国際観光拠点の形成

- 歴史と観光資源、商業地の活力、隅田川の水辺空間等を活かした国際観光拠点の形成を図る。
- 浅草寺周辺の景観に配慮した街並みを検討し、観光地にふさわしい風格ある景観形成を図る。
- 隅田川の舟運の充実や新たなルートの設定を関係機関に働きかける。

②国際観光都市にふさわしい環境整備

- 東武浅草駅のターミナル性向上に加え、東京メトロ浅草駅と都営浅草駅の3駅を相互に結ぶ利便性の高い動線整備及びバリアフリー化などにより、乗り換えや交通結節機能の充実を図る。
- 観光バスについては、安全・安心な生活・住環境の確保に向けた総合的な対策を引き続き推進する。

(2) 防災性の高いまちづくり

①帰宅困難者対策と避難動線の整備

- 浅草駅や浅草寺周辺では、観光客や外国人居住者向けのわかりやすい防災情報提供や一時滞在施設等の充実など観光客・来街者を対象とした災害対策を推進する。
- 避難場所である隅田公園や上野恩賜公園への避難動線の分かりやすさや、視認性の向上を図る。

②建物の更新等による防災性の向上

- 旧耐震基準によって建築された建物等の更新を誘導し、特に幹線道路沿いの耐震化を促進する。
- 建物の不燃化・耐震化やコミュニティの強化を進め、総合的な防災力の向上を図る。

②水害対策

- 集中的な大量の降雨などによる荒川の氾濫、高潮等、水害への対策を検討する。

(3) 伝統ある文化を活かした活気と賑わいのある商業空間の整備

①商業集積と商店街の賑わい創出

- 仲見世、かっぱ橋道具街等の個性的な商店街の集積を活かし、賑わいの連続性を充実させる。

②商業空間の魅力向上に資する環境整備

- 祭りや行事の舞台にふさわしい、賑わいや風情を感じる空間づくりを推進する。
- 浅草六区地区では、道路空間を活用したオープンカフェの設置等により、まちの魅

力や賑わいを向上させる取り組みを推進する。

- 駐車需要に対応した駐車場や自転車等駐車場を整備するとともに、商業地における荷捌きのルールを検討する。

(4) 歴史・文化にふれ賑わいが広がる歩行者ネットワークの形成

①歩行者空間の充実

- 浅草駅・浅草寺周辺、隅田川、隅田公園、商店街等を回遊できる歩行者空間の充実、オープンスペースの設置等により、歩行者ネットワークの充実を図る。
- 浅草通りやかっぱ橋本通り、雷門通りは、上野地域と浅草寺・隅田川を結び、賑わいの連続性を高める歩行者中心の空間形成を図る。

②賑わいの周辺地域への波及

- 浅草・中部地域の賑わいを北部地域等の周辺地域にも広げる歩行者ネットワークの充実を図る。

(5) 隅田川周辺の親水性の向上と景観形成

①隅田川の親水性の向上

- 親水テラス及び防災船着場の活用、民間による水辺空間の活用などにより、賑わい創出及び魅力向上を図り、まちとの連続性を確保する。
- 隅田公園は桜の名所として、桜樹の保全・再生を図るとともに、みどりのさらなる充実を図る。

②隅田川と調和したまちづくりの推進

- 隅田川からの眺望の確保や、水辺と調和した周辺の街並みの形成を図る。
- まちづくりの進捗や建物の更新にあわせたスーパー堤防の整備により、広域的な防災性向上を図る。

③対岸地域とのまちづくりの連携

- 墨田区とのまちづくりの連携を図り、一体性のある空間整備を推進する。

(6) 江戸から続く歴史の風情を感じる街並みの形成

①歴史・文化資源や風情を活かした街並みの形成

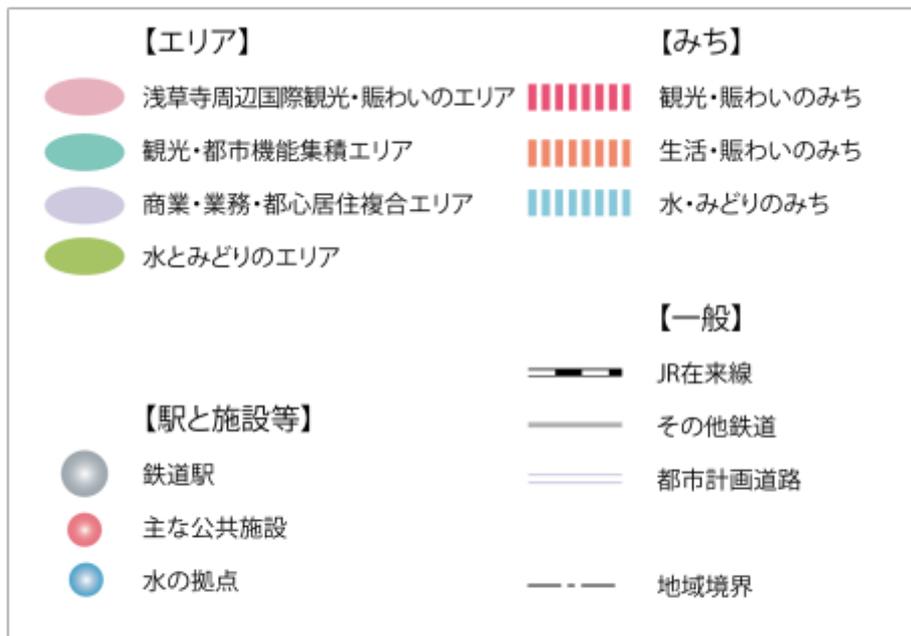
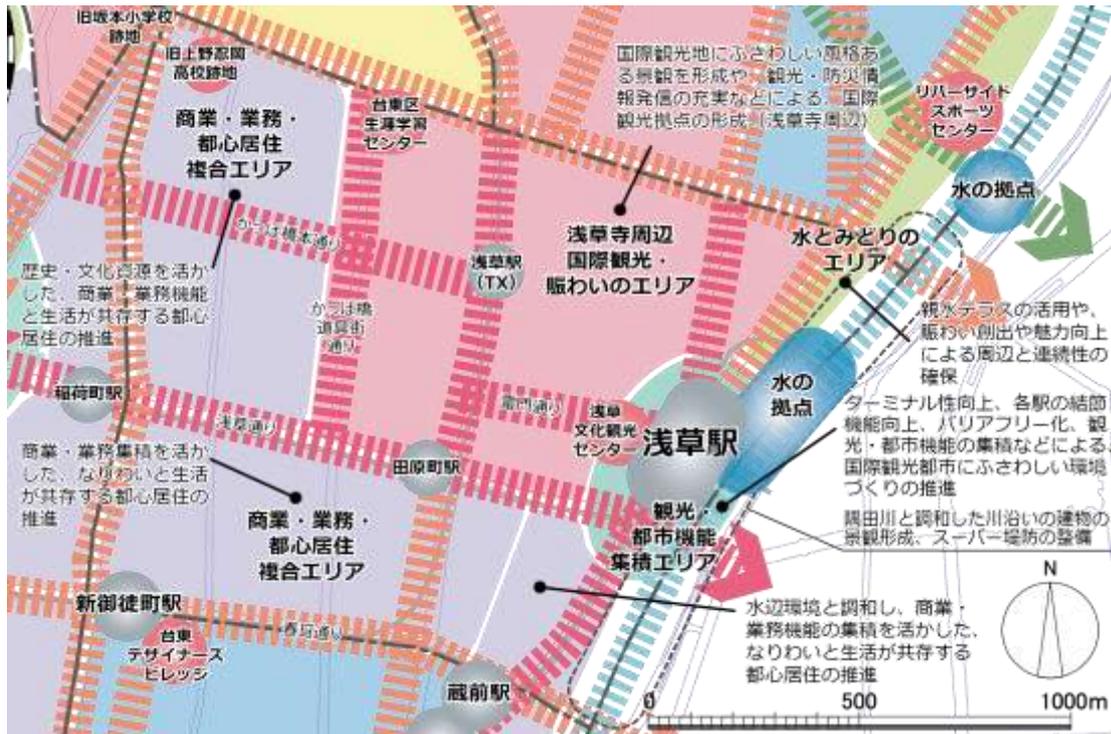
- 浅草寺・浅草駅周辺は、浅草寺の景観や歴史・文化や祭りなどの風情を感じられる街並み形成を推進する。
- 幹線道路沿いは、街並みの調和やまちの連続性を確保し、地域の顔となる景観を形成する。

(7) 観光や商業、居住等の機能が共生するまちづくりの推進

①多様な機能が共生する活力あるまちづくりの推進

- 浅草通り、春日通りなど幹線道路沿いやかっぱ橋道具街では、店舗や住宅などの複合地として、賑わいの連続性や地域の活力を支えるまちづくりを推進する。
- 幹線道路に囲まれた内側の市街地では、歴史・文化資源や寺社等のみどり、街並みを活かしながら、快適で生活利便性の高い生活・住環境を形成し、職住近接を推進する。
- 中高層化を許容するゾーンと街並みを守るゾーンとを区分するなど、多様な機能・環境が調和したまちづくりを推進する。

■浅草・中部地域まちづくり方針図



※ みち
歩行者中心の回遊性向上を図る道路を示す。

4 根岸・入谷地域

■地域の成り立ち

歴史的な経緯

～江戸期	この地域は市街地の外縁で、入谷田圃と呼ばれた田園地帯が広がっていた。朝顔の栽培に入谷の土が適していることから、植木屋が集まり、朝顔の市がたつようになった。江戸中期には、寺院や商人の寮、文人墨客の隠居所等が増えた。三ノ輪は、奥州街道の江戸の玄関口の一つとして栄えた。
明治期～戦前	風雅の歴史が受け継がれ、この地に住む文人による「根岸派」と称する文学活動が展開された。家具職人が多く住み、竜泉周辺には、大商人の別宅が多く見られた。
戦後～現在	JR鶯谷駅や東京メトロ日比谷線の三ノ輪駅及び入谷駅が開業した。 幹線道路沿道を中心に、建物の高層化が進んでいる。また震災・戦災を免れた地域の防災性向上のみならず、水害への対応も求められている。

江戸期の町割による都市構造



■まちづくりのトピック

大規模区有地の活用

- 大規模区有地である旧坂本小学校跡地は、立地特性を踏まえた活用の検討が必要である。



旧坂本小学校跡地

閑静な住宅街と集合住宅エリアの共存

- 根岸エリアは、歴史ある文化資源を有し、低層中心の閑静な住環境が形成されている。
- 昭和通りや金杉通りなどの幹線道路沿道では、近年中高層の集合住宅が増加している。
- 上野に近接し、鶯谷駅、入谷駅、三ノ輪駅の3駅があり、交通利便性が高い。



低層中心の閑静な住環境



幹線道路沿道の集合住宅

上野恩賜公園への近接性

- 鶯谷駅周辺は、上野恩賜公園北側に近接する立地特性を有している。
- 隣接する上野恩賜公園との連続性を活かしたまちづくりが必要である。



鶯谷駅の駅舎

宿泊施設の集積

- 鶯谷駅周辺には、宿泊施設を含む商業機能が集積している。



鶯谷周辺の商業機能の集積

■根岸・入谷地域の将来像

歴史・文化の風情や利便性を享受し 個性豊かに暮らせるまち

閑静で落ち着いた生活圏とそれを支える地域拠点が形成され、快適で利便性の高い生活・住環境が実現されます。

地域資源や宿泊機能を有する地域では、来街者の受入れ機能が強化されています。

高い防災性と落ち着いた風情が両立するとともに、寺社や文化資源を巡る歩行者ネットワークやみどり豊かな環境が形成されています。

■根岸・入谷地域まちづくり方針

(1) 閑静で落ち着いた生活圏とそれを支える地域拠点の形成

①閑静で落ち着いた生活圏の形成

- 住居系の地域では、歴史ある文化資源を活かしながら、みどりや路地空間の残る低層主体の土地利用を図り、閑静で落ち着いた生活圏を形成する。
- 比較的幅員の広い道路の沿道では、周辺の市街地環境に配慮した街並みの誘導や沿道緑化等により、景観に配慮した沿道整備を図る。
- オープンスペース等における身近に感じるみどりの創出、歴史や伝統等の文化を活かした街並みの整備等により、質の高い生活空間を形成する。

②コミュニティの核となる地域拠点の形成

- 旧坂本小学校跡地の活用により、上野恩賜公園との歩行者の回遊性や地域連携の向上、多様なコミュニティを支える生活・交流拠点を形成する。

(2) 快適で利便性の高い生活・住環境の整備

①生活利便性の向上

- 三ノ輪駅・入谷駅周辺では地域生活を支える機能を誘導する。
- 金美館通り等の活性化により、近隣住民の生活利便性向上を図るとともに、歩行者が楽しめる空間を整備する。

②魅力的な市街地環境の創出

- 昭和通りの東側では、建物の建替えとあわせたオープンスペースやみどりの創出を図り、魅力的な生活・住環境を整備する。
- 駅周辺の歩行者空間の確保や駐輪対策等により、快適な市街地環境を創出する。

(3) 来街者の受入れ機能の向上

①鶯谷駅の駅前空間整備

- 上野恩賜公園の北側に近接する立地にふさわしい駅前空間を整備する。
- 市街地と上野台地との間にある高低差については、バリアフリー化をより一層進めるとともに、上野恩賜公園と連携した鶯谷駅周辺の整備を進める。
- 上野台地の斜面周辺におけるみどりの保全や充実を図る。

②来街者の受入れ機能の強化

- 地域固有の資源のさらなる活用を図るとともに、賑わい・商業機能等、来街者の受け入れ機能を誘導する。
- 駅周辺地域の魅力向上により、宿泊機能の再編・拡充を図る。

(4) 防災性向上と落ち着いた風情が両立するまちの形成

①地域の防災性向上

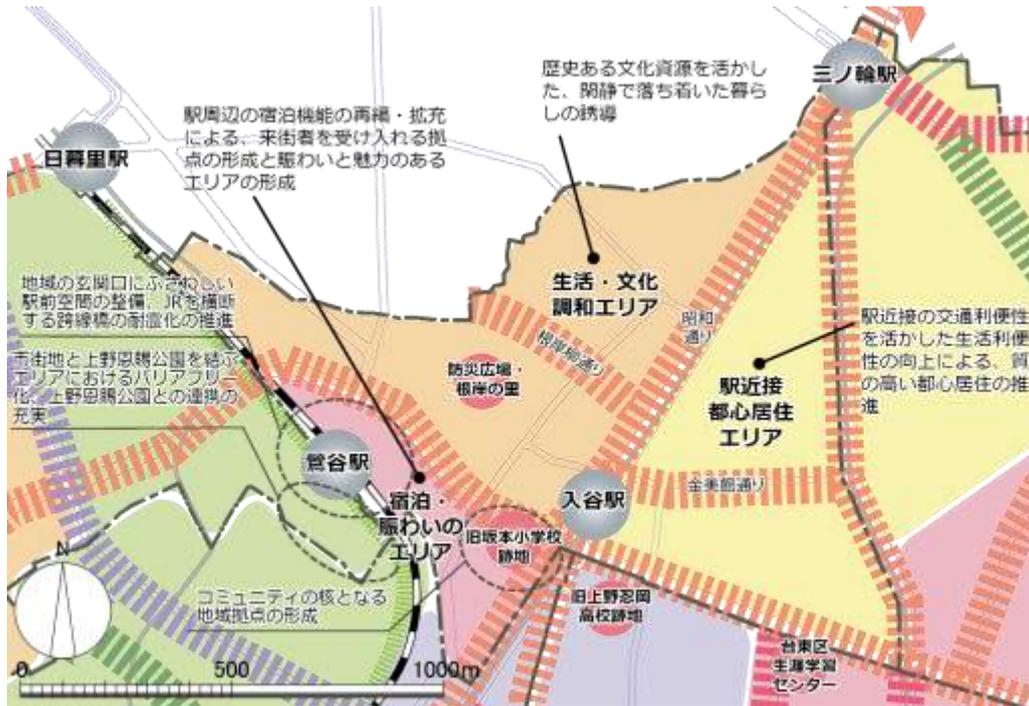
- 路地空間などの街並みを活かしながら、建物の耐震化・不燃化の推進、狭あい道路の拡幅等により地域全体の防災性向上を図る。
- JR線路を横断する跨線橋の耐震性確保等の取り組みを強化する。
- 主要幹線道路沿道では周辺の市街地環境に配慮した街並みの誘導や沿道緑化等を図りながら、建物の耐震化を促進する。
- 集中的な大量の降雨などによる荒川の氾濫等、水害への対策を検討する。

(5) 寺社や文化資源を巡る歩行者ネットワークの充実とみどりの創出

①歩行者空間の整備とみどりの創出

- オープンスペース等の整備、案内サインの設置、地域特性を活かした植栽等により、地域内に点在する寺社や催事が開催される名所・旧跡、文化資源等を巡る歩行者ネットワークの充実を図る。
- 根岸柳通り沿道では、良好な街並みを形成するとともに、東西方向の歩行者ネットワーク強化を進める。

■根岸・入谷地域まちづくり方針図



【エリア】	【みち】
生活・文化調和エリア	生活・賑わいのみち
駅近接都心居住エリア	
宿泊・賑わいのエリア	
【駅と施設等】	【一般】
鉄道駅	JR在来線
主な公共施設	その他鉄道
	都市計画道路
	崖線
	地域境界

※ みち
歩行者中心の回遊性向上を図る道路を示す。

5 北部地域

■地域の成り立ち

歴史的な経緯

～江戸期	浅草寺の北側には猿若三座があり、江戸随一の芝居興行街となっていた。橋場から今戸にかけての川岸には渡船場があり、日本堤と呼ばれる堤防が築かれ、江戸を水害から守るための治水対策が施された地域であった。奥州街道と日光街道の江戸への入口としての役割を担っていた。
明治期～戦前	多くの宿屋や長屋が立地していた。明治5年（1872年）、皮革・靴伝習所の浅草橋場町移転を契機に、一帯が「靴の町」として繁盛し、地域産業に発展した。
戦後	戦後から高度経済成長期にかけて、簡易宿泊所の存在と労働力需要を背景に、仕事を求める人々が集まってきた。皮革産業の町工場が集積し、職住近接の街として栄えた。
現在	産業構造の変化、労働需要の減少等によりまちの状況が変化しつつある。また隣接する南千住や汐入地区の開発が進み、また、つくばエクスプレス南千住駅が開業した。

江戸期の町割による都市構造



■まちづくりのトピック

大規模区有地の活用

- この地域には旧東京北部小包集中局跡地があり、地域内外の活力向上に欠かせない大規模区有地であるため、今後、拠点形成を図る必要がある。



旧東京北部小包集中局跡地

皮革産業を中心としたものづくり

- 今戸・橋場地域は、皮革製品製造を中心とする産業の集積がある。
- 地域産業などの産業振興の拠点となる浅草ものづくり工房がある。



浅草ものづくり工房

生活利便性

- 商店街の活性化を含めた生活利便性の向上が必要である。
- 区内の他地域に比べて交通利便性が低いエリアがある。

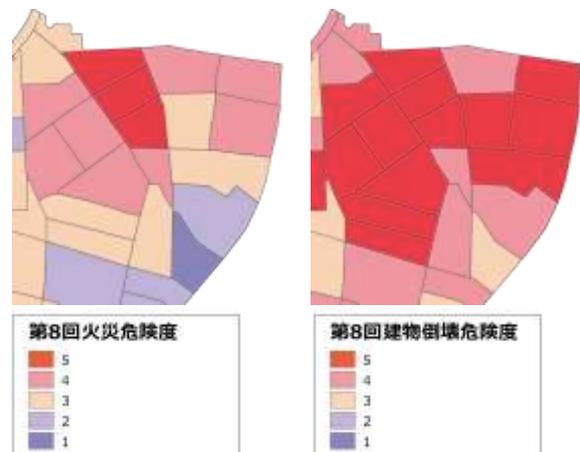
鉄道・バス利用圏域図



防災性

- 火災危険度、建物倒壊危険度が高いエリアが大きく広がり、いずれも危険度5のエリアがある。

火災危険度と建物倒壊危険度



出典：地震に関する地域危険度測定調査（第8回）より作成

■北部地域の将来像

人々が共生し 住み働き続けられる便利なまち

地域全体の生活利便性を向上させる拠点が形成され、地域内外の回遊性が高く、都市機能が充実したまちが実現されています。

地域の個性を活かした賑わいが生まれ、コミュニティを大切にする住みやすい生活圏が形成されています。

防災性の高いまちが実現されるとともに、浅草・中部地域との連続性を確保する、みどりがあふれるネットワークが形成されています。

■北部地域まちづくり方針

(1) 地域拠点の形成と地域内外の回遊性向上による総合的な都市機能の向上

①地域拠点の形成

- 旧東京北部小包集中局跡地に官民連携による賑わい・交流の場を創出する。
- リバーサイドスポーツセンター屋外施設及び周辺環境の整備により、スポーツや健康まちづくりに資する拠点性の向上や周辺地域との回遊性の創出を図る。
- 隅田川の舟運の充実や新たなルートの設定を関係機関に働きかける。

②新たな交通機能の導入検討

- 地域の交通利便性向上や、空港へのアクセス性等の広域な交通ネットワーク形成を図るため、新たな交通機能の導入を検討する。

③周辺地域との連携

- 隅田川対岸や南千住地域とのまちづくりの連携を図ったまちづくりを推進する。

(2) 地域の個性を活かした賑わいの創出

①産業振興等による地域特性を活かしたまちづくりの推進

- 皮革産業等の地域産業については、時代のニーズに合った企画・販売促進、人材育成、イメージブランディング等を官民連携により推進し、地域の活力向上を図る。
- 伝統産業や新たな産業を支える場として、「浅草ものづくり工房」等を有効活用する。

②既存ストックを活用したまちづくりの推進

- 商店街を中心とした既存建物のアトリエ店舗への改修など、防災性の向上とあわせた既存ストックの有効活用・機能転換等を推進する。
- 労働者の減少・高齢化、外国人観光客等の宿泊需要の増加等を踏まえ、宿泊機能の更新や機能転換を促進する。

(3) 地域コミュニティを大切にす住みやすい生活圏の形成

①安全で快適な住みやすい生活圏の形成

- 商店街の活性化や、生活利便施設の誘導により、生活利便性の向上を図る。
- 都市計画道路の未整備区間の整備を推進するとともに、歩行者と車両が分離された安全で快適な歩行者空間を確保する。
- 山谷地域については、これまで取り組んできた環境衛生等の地域環境改善対策や就労対策、福祉・保健衛生対策等について、引き続き総合的に推進する。

②職住近接の良質な住宅の供給

- 土手通り、吉野通り、橋場通り、明治通り等の主要な道路沿いでは、既存の建物の更新にあわせた、職住近接を実現する質の高い住宅の供給と良質な住環境の形成を推進する。

③職と住が融合した住まいの誘導

- 皮革産業等が集積する地区では、建物の更新にあわせて職と住が融合した住宅を誘導し、地域の活力向上を図る。

④地域コミュニティの形成

- 地域住民が誇りと愛着を持てるよう、まちづくり活動を積極的に支援し、地域コミュニティの活性化を図る。

⑤緑化の推進とオープンスペースの整備

- 今戸周辺の寺社等のみどりを保全するとともに、建物の共同化や建替え等にあわせてオープンスペースを創出し、みどりと潤いのある空間を創出する。

(4) 地域の防災性の向上

①災害に強いまちづくりの推進

- 火災による延焼の危険性が高い地区では、建物の不燃化と狭あい道路の拡幅を促進するとともに、地震による建物倒壊の危険性が高い地区では、建物の耐震化を促進し、安全な市街地の形成を図る。

②水害対策

- 集中的な大量の降雨などによる荒川の氾濫、高潮等、水害への対策を検討する。

(5) 浅草地域との連続性を確保するみどりがあふれるネットワークづくり

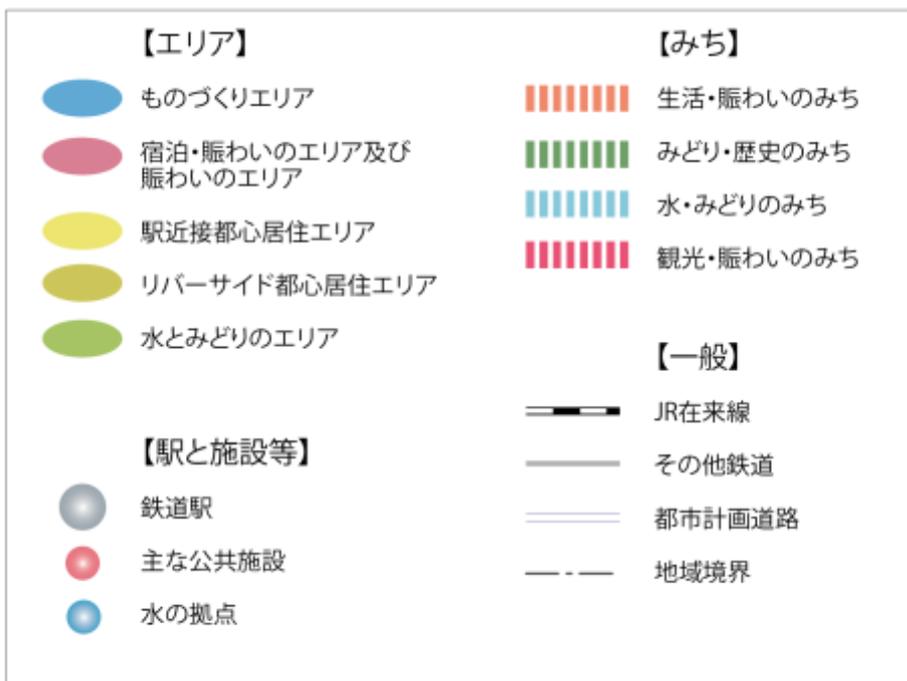
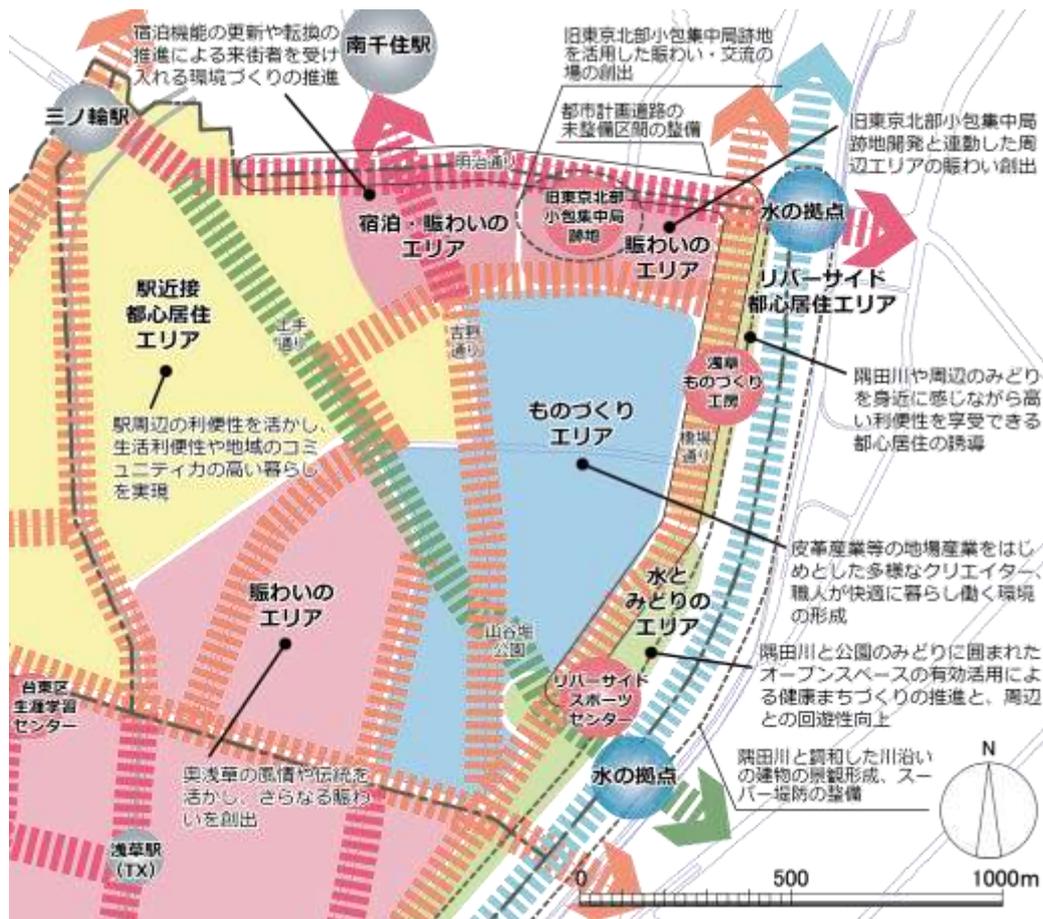
①隅田川の親水性の向上

- 隅田川の親水性を向上させ、地域の魅力向上を図るとともに、浅草・中部地域との回遊性向上を推進する。
- まちづくりの進捗や建物の更新にあわせてスーパー堤防を整備し、防災性・親水性の充実を図る。

②みどりがあふれる環境の創出

- 山谷堀公園から土手通りにかけては、歴史・文化やみどりを感じる歩行者空間の整備により、風情ある地区等を結び、地域の回遊性向上を図る。
- 建物の更新にあわせたオープンスペースの創出により、みどりと潤いのある空間の形成を図る。

■北部地域まちづくり方針図



6 南部地域

■地域の成り立ち

歴史的な経緯

～江戸期	奥州街道・日光街道には浅草見附が設置されるなど、街道沿いが発展し、文房具・玩具を中心とする問屋街及びそれに関連する町工場街が形成された。蔵前には幕府の年貢米を貯蔵する浅草御蔵があり、江戸中期には柳橋付近に花街が形成され、賑わいがあった。
明治期～戦後	地域の大部分が震災・戦災の被害を受けた。
現在	江戸時代に形成された問屋街は、現在でも人形、玩具、手芸等の問屋・専門店街として受け継がれている。また、戦災を免れた一部地域では、戦前の特徴的な建物が残っている。都営地下鉄浅草線、同大江戸線、つくばエクスプレスの開業に伴い、高層マンションが増加している。

江戸期の町割による都市構造



■まちづくりのトピック

ものづくり

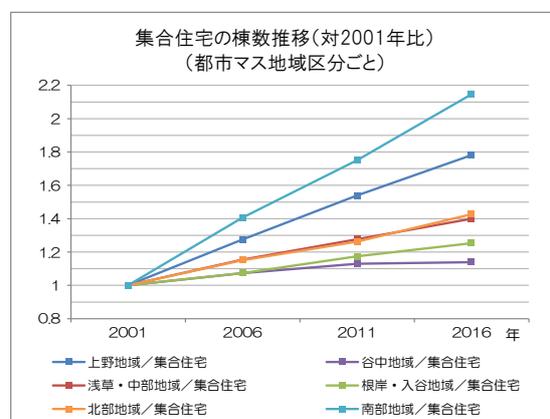
- 平成 16 年（2004 年）、台東デザイナーズビレッジが開設され、ファッションビジネスの創業支援施設として活用されている。
- 近年は御徒町から蔵前の間（カチクラエリア）を中心に、ものづくり産業に活気がある。



台東デザイナーズビレッジ

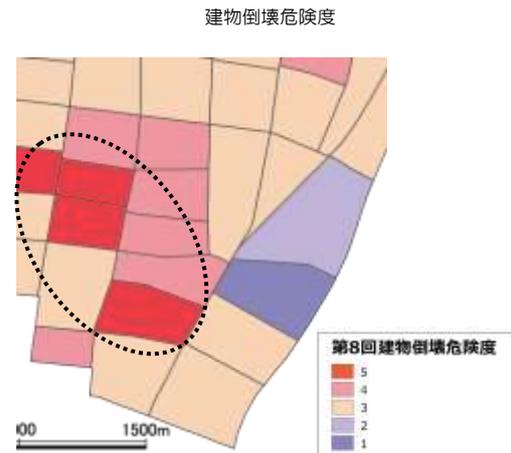
集合住宅、子育て世代の増加

- 近年は特に集合住宅の建設が多く、また、若い世代が増加しており、その動向に対応した市街地環境の形成や機能の誘導が必要である。



市街地の安全性

- 戦災被害が少ない烏越・小島エリアは、老朽建物・敷地面積の小さい建物が密集しており、建物倒壊危険度が高く、不燃領域率が低い傾向にある。



出典：地震に関する地域危険度測定調査（第8回）より作成

みどり

- 貴重な資源である隅田川・神田川に隣接しており、水辺空間の活用や親水性の向上が必要である。
- 他の地域に比べて緑被率や1人当たりの公園面積が狭く、特に緑被率は区内で最も低く、公園等のオープンスペースの創出が必要である。



出典：平成22年台東区みどりの実態調査より作成

■南部地域の将来像

多様な職住近接スタイルを実現し
新たな産業や価値観を生み育てるまち

ものづくりを核とした賑わいが創出されるとともに、利便性の高い都心居住が実現し、それらが融合した新たなライフスタイルが展開されています。

地域の防災性向上や水とみどり、歴史・文化を感じる地域づくりが推進され、安全で魅力的な市街地が形成されています。

■南部地域まちづくり方針

(1) ものづくりによる賑わいの創出と魅力向上

①ものづくりの活性化に向けた土地利用の誘導

- 防災性向上とあわせた併用住宅のリニューアル等により、ものづくりに携わる人々の活動の場や住宅として活用するなど、ものづくりを核とした地域の活性化を図る。
- まちの佇まいを残しながら、事務所ビルなどの既存ストックの有効活用・機能転換により、職と住が調和した住宅への更新を誘導する。

②ものづくりによるまちの魅力向上

- ファッションや雑貨、デザイン関連ビジネス分野での起業を目指す人々を支援するため、台東デザイナーズビレッジを引き続き活用するとともに、店舗・作業所等の改修に対する支援を行い、「ものづくり」のまちの魅力強化・発信する。

(2) 良質で利便性の高い魅力的な生活・住環境の創出

①ライフスタイルを支える土地利用の誘導

- 住宅と商業の併用住宅等による複合的土地利用や、質の高い生活利便施設の誘導により、都心への近接性を活かした、良質で利便性の高い都心居住を誘導する。
- 子育て支援機能の誘導により、子育て世代が安心して暮らせる環境づくりをすすめる。
- 地域コミュニティの充実を図り、交流を促進する。

②地域のニーズに対応した商店街の活性化

- 近隣型商店街は、多様化する消費者のニーズへの対応による活性化を推進し、地域生活を支え、コミュニティ形成に資する場として活用する。
- 商店街の建物の建替えにあわせ、低層部への商業施設の配置等を誘導し、商店街の賑わい・連続性を確保する。

③快適で魅力的な市街地環境の整備

- 開発とあわせたオープンスペースやみどりの確保により、潤いある空間形成を図る。
- 蔵前橋通り、春日通り等の幹線道路沿道では、周辺の市街地環境に配慮した街並みを誘導する。

(3) 回遊性の向上と賑わいの創出

①駅周辺の回遊性向上と賑わいの創出

- 浅草橋駅周辺では、建物の建替えにあわせた歩行者空間の創出を推進するとともに、輻輳する交通環境の改善やバリアフリー化、鉄道高架下等の空間整備、駅前の賑わいの創出等を推進する。

- 蔵前駅周辺では、乗り換え利便性を向上するための検討や問屋が集積するまちの個性を活かした景観形成、賑わいの誘導等により、楽しく歩ける空間づくりを推進する。
- 新御徒町駅周辺では、歩行者の安全性・快適性を確保し、誰もが移動しやすい空間を整備するとともに、生活利便施設等の誘導を図る。

②地域全体における賑わいの創出

- 問屋街、おかず横丁等と周辺地域との回遊性の向上や景観の調和、街並みや賑わいの連続性の確保を図る。
- 地域産業や地域のコミュニティなどを活かし、地域全体における新たな賑わいの創出を図る。

(4) 地域の防災性向上

①建物の耐震化・不燃化の促進

- 地域全体の防災性向上を図るため、建物の更新等により、不燃化・耐震化の促進、狭あい道路の拡幅、オープンスペースの確保等を推進する。
- 中小規模の事務所ビルは、防災性向上とあわせ、建物の性能向上を図りながら、安全性を強化する。

②水害対策

- 集中的な大量の降雨などによる荒川や神田川の氾濫や高潮等、水害への対策を検討する。

(5) 水とみどり、歴史と文化を感じる環境の創出

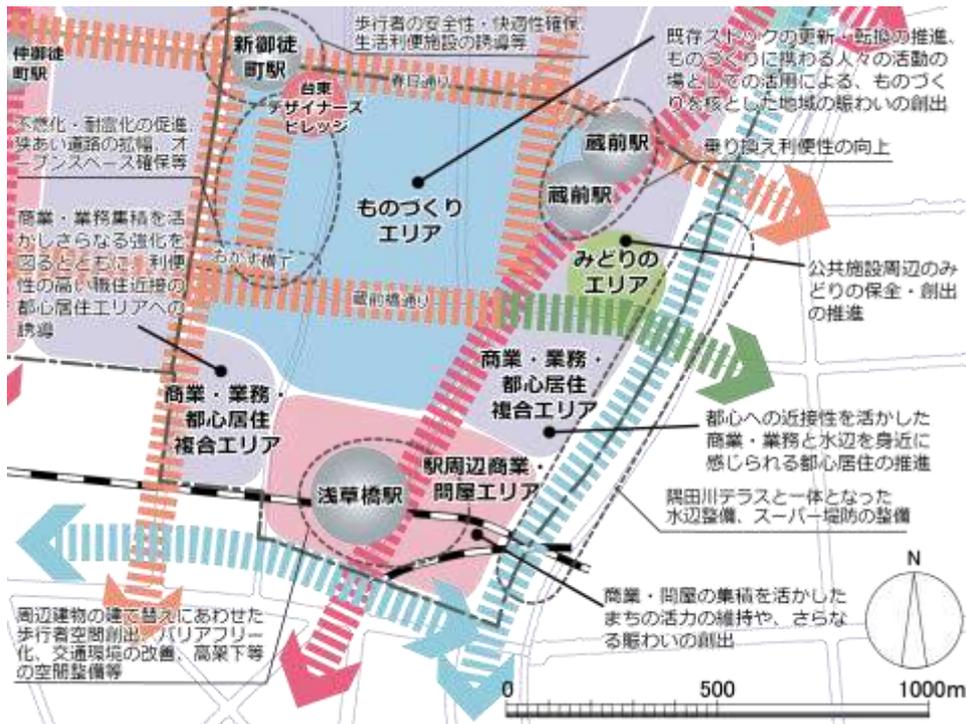
①水とみどりを活用した水辺空間の形成

- 隅田川周辺では、水辺と調和した街並みによる景観形成を推進するとともに、隅田川テラスと一体となった水辺整備を進める。
- 神田川では、舟運の活用等を推進するとともに、歴史と潤いを感じる景観形成を進める。
- まちづくりの進捗や建物の更新にあわせてスーパー堤防を整備し、防災性・親水性の強化を図る。

②みどりや歴史と風情を感じる環境の創出

- 開発に伴う緑化等により、みどりあふれる環境を創出する。
- 祭りが行われる道路等は、その舞台にふさわしい景観形成に努め、風情を感じる空間づくりを推進する。

■南部地域まちづくり方針図



【エリア】	【みち】
駅周辺商業・問屋エリア	観光・賑わいのみち
ものづくりエリア	生活・賑わいのみち
商業・業務・都心居住複合エリア	みどりのみち
みどりのエリア	水・みどりのみち
	【一般】
【駅と施設等】	JR在来線
鉄道駅	その他鉄道
主な公共施設	都市計画道路
	地域境界

※ みち
歩行者中心の回遊性向上を図る道路を示す。

第6章 まちづくりの実現に向けて

- 1 協働によるまちづくりの推進
- 2 多様な主体による地域まちづくりの推進
- 3 まちづくりに係る制度の積極的な活用
- 4 まちづくりに係る情報の収集・共有と人材育成
- 5 都市計画マスタープランの適切な運用・評価・見直し
- 6 まちづくり推進重点地区
- 7 まちづくりの実現に向けて

1 協働によるまちづくりの推進

(1) 協働によるまちづくりの推進

台東区は先人が築いてきた歴史・伝統が今も息づき、これらが互いに融合し、支え合い、独自の魅力と活力を生み出してきた。

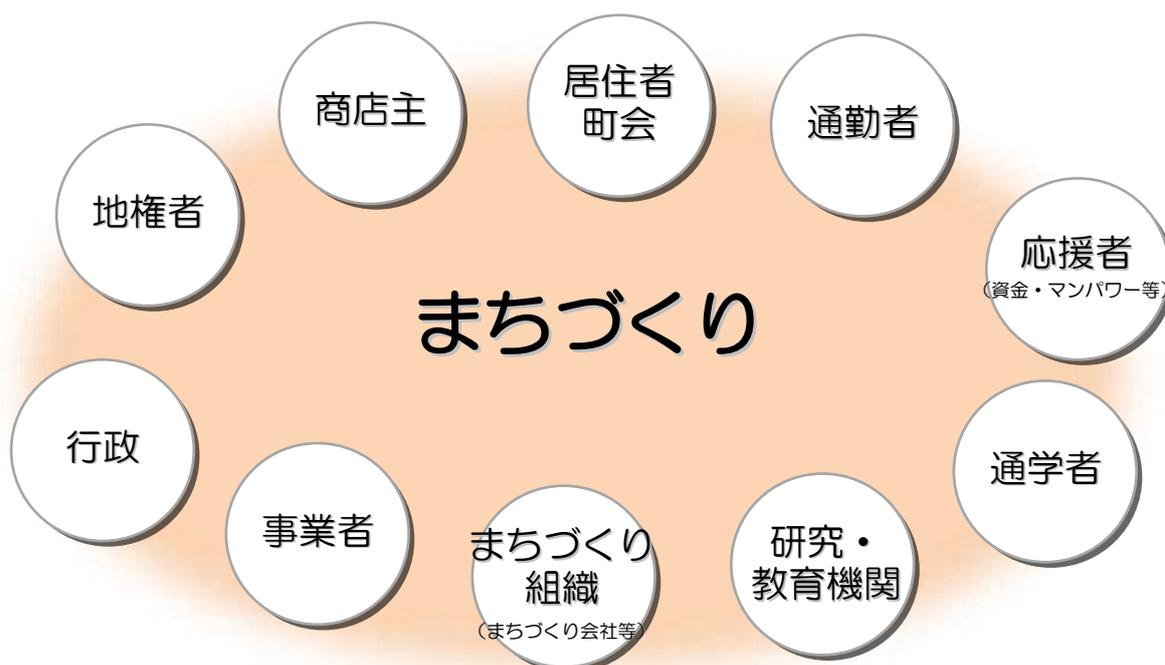
台東区のまちづくりの将来イメージ実現のためには、これらの魅力と活力、そして「自分たちのまちは自分たちの意思でつくる」という意識が必要である。そのためには行政のみではなく、区民や企業等がまちづくりに主体的にかかわり、自分たちのまちを自らつくることにより、ニーズに即し、まちの個性を活かし、愛着を育む、継続的なまちづくりが可能となる。

台東区にかかわる様々な人々や組織が協働し、それらと行政のパートナーシップにより、まちづくりに取り組んでいく。

(2) まちづくりの進め方

台東区のまちづくりは、多様な主体の異なる意見を調整し、合意形成を図りながら進めていくことが重要である。

これらの主体はそれぞれの役割の認識のもと、協働してまちづくりを担うことが必要である。



多様なまちづくりの主体

『協働によるまちづくり』を推進するためのまちづくりの主体は、次のような役割を担う。

①区民の役割

- 区民は、自分の住まいのことだけでなく、周辺へも配慮しながら、自らできることを主体的に進めていくとともに、まちづくりに積極的に参加し、自分たちが活動する身近な地域をより良くするための方法を考え、行動する。

②事業者・商店主等の役割

- 民間事業者や商店主は、地域貢献の視点を持ち、地域の一員としてまちづくりに積極的に参画・協力し、社会的役割を果たす。
- 地権者は、民間事業者と同様に「台東区都市計画マスタープラン」に示された土地利用の方針と整合した土地利用を図り、地域のまちづくりに貢献する。

③研究・教育機関の役割

- 台東区内や周辺には大学などの教育・研究機関が多く立地しており、地域とのつながりを活かしながら、教育・研究機関が有する専門的かつ独自の視点に基づく分野と連携したまちづくりを進める。

④区の役割

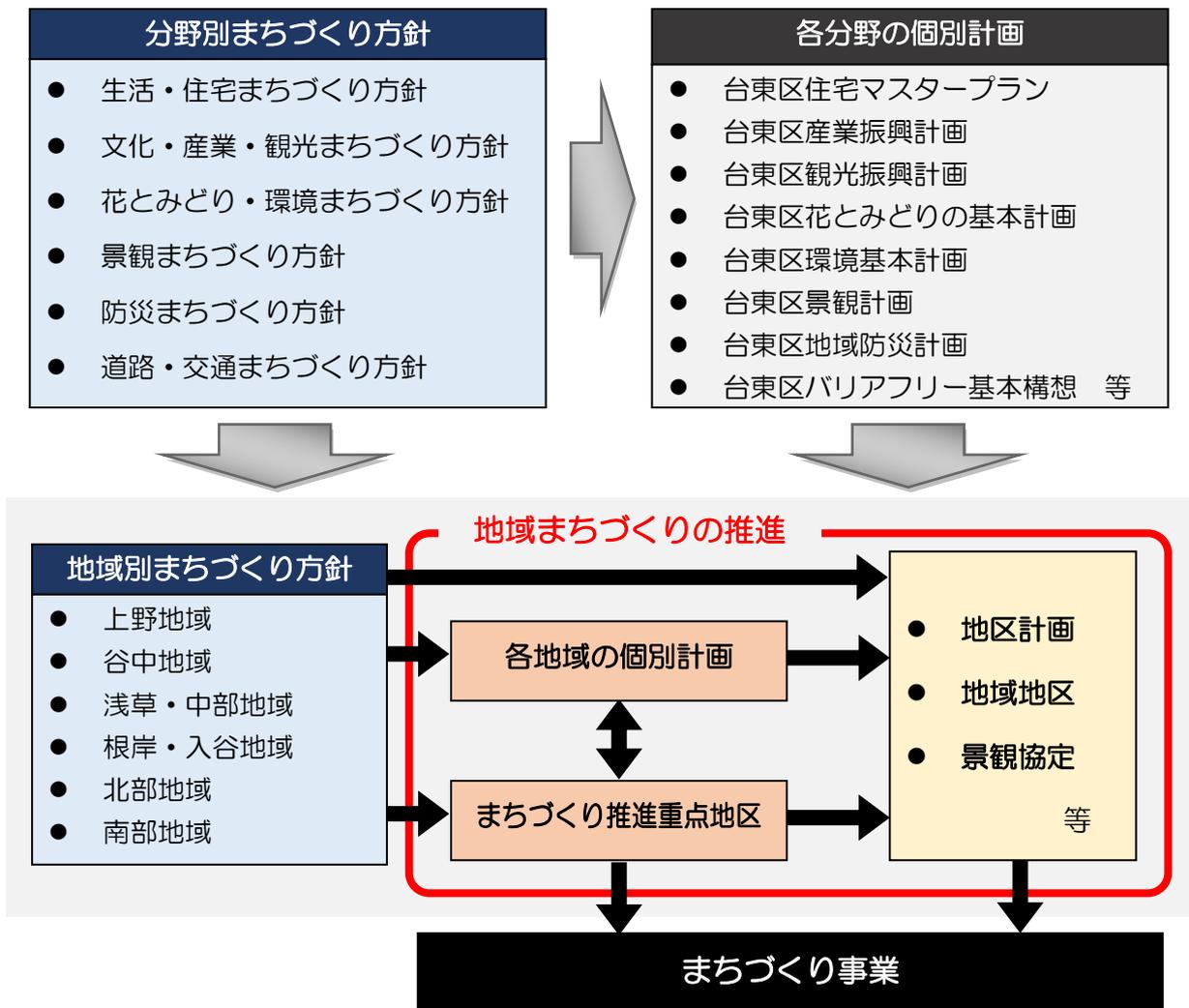
- 区は、「台東区都市計画マスタープラン」に基づいたまちづくりを推進するため、区民等に必要なまちづくりの情報を提供し、地域の問題点や課題、その解決方策を提起し、まちづくりを支援する役割を担う。
- また職員の育成を図り、効率的かつ効果的な庁内体制を整備するとともに、国・東京都の協力や隣接区との調整、関係機関や事業者、さらには公的事業主体、NPO等との連携・協力を図る。

2 多様な主体による地域まちづくりの推進

(1) 地域ごとのまちづくりの推進

魅力あるまちづくりを推進するためには、長い歴史の中で育んできた地域固有の資源を活かしながら、それぞれの主体のニーズや目指すまちの姿の共有を通じて、区も含めた地域の様々な主体が一体となってまちづくりを進めていく必要がある。

地域まちづくりを進めていくため、本プランを構成する「分野別まちづくり方針」、「地域別まちづくり方針」に基づいた各分野、各地域の個別計画を、区民や地域の意思を反映しながら、計画的に検討・策定する。



(2) 誰もが取り組みやすいまちづくり

まちづくりを着実に進めるためには、関係者で地域別の計画を検討・共有するとともに、柔軟かつ段階的にまちづくりを進める必要がある。

また、多様な主体がまちづくりを身近なものとして捉え、取り組みやすい環境づくりもあわせて必要である。

そこで、柔軟かつ段階的にまちづくりに取り組める仕組みを検討する。

(3) 地域まちづくりの組織化・ルールづくりへの支援

地域まちづくりを進めていくために、地域にかかわる多様な主体と行政のパートナーシップによる、課題解決やまちづくりの具体的な取り組みを協議する「まちづくり協議会」等の組織づくりを促進する。

地域まちづくりを具体的に進めていくために、望ましいまちにするための誘導・規制方策や地区計画などのルールづくり、取り組みを進めるための支援を行う。

(4) 地域からのまちづくりの提案の促進

区民等によるまちづくりの取り組みを都市計画に反映させる制度のひとつとして、都市計画法の「都市計画提案制度」を活用した地域主体のまちづくりを進めていく。さらに、区民等の意見を都市計画に反映させるため、提案や参画の手続き等を検討する。

(5) 区民・企業等による地域の主体的な取り組みによるマネジメント組織

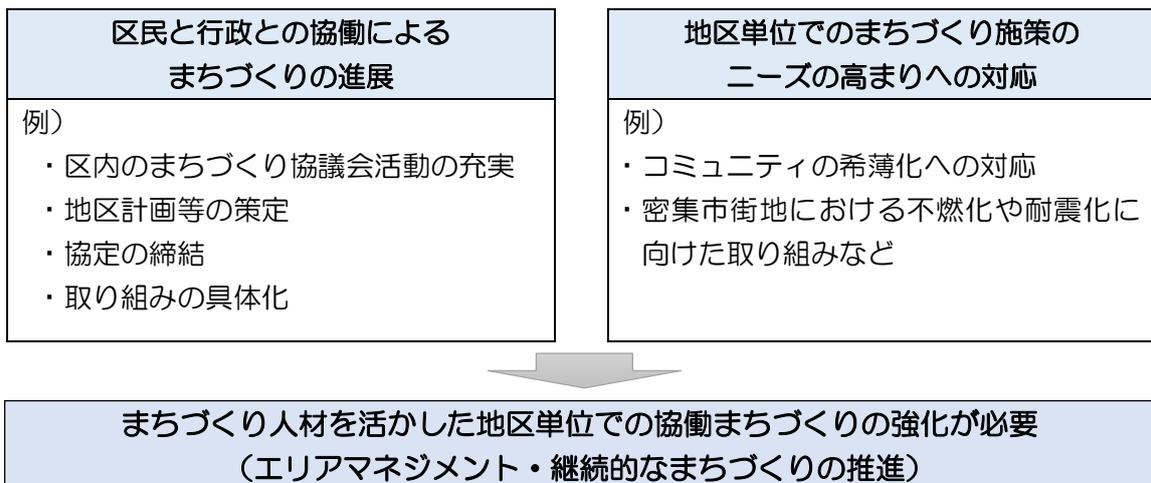
地域の魅力や住環境を向上させるための官民が連携した取り組みや、区民・NPO法人・事業者などによる主体的な取り組みを進める。

今後はストック（つくったもの）をいかに活用するかというマネジメント（維持管理・運営）の視点も重要であることから、地域に活力を生み出し、魅力を高めて、継続的な発展を目指す、地域マネジメント活動の展開と担い手の育成を積極的に支援する。

また、民間との協働による公共施設やインフラの整備・運営など、民間活力の活用を検討を図るとともに、地域住民をはじめとする多様な主体の参画を得ながら、官民が連携した地域マネジメントの取り組みを推進する。

主な地域でのマネジメント活動の例

- 地域が主体となった防災・防犯活動などの取り組み
- 地域が経営する公園（パークマネジメント）
- 官民連携プラットフォームの設立（地域課題の解決に向け、まちに関わるさまざまな団体が連携し、統合的なまちづくりに取り組む官・民・学による推進体など）



3 まちづくりに係る制度の積極的な活用

(1) 都市計画制度等の積極的な活用

まちづくりの将来イメージ実現のために活用可能な手法として、「地区計画」、「景観協定」、「建築協定」などのルールや、「市街地再開発事業」、「都心共同住宅供給事業」等の事業制度があげられる。

これらのうち、地区計画については、地域の実情に応じたきめ細かなまちづくりを進める手法であるため、台東区において有効な手法であり、地域自らがまちづくり意識の高揚等を図り、活用できるよう推進する。

また、その他の都市計画等の制度・事業についても、地域のまちづくりの動向に応じ、積極的な活用を図っていく。

(2) 個別計画や関連条例・指導要綱等との連携

地域まちづくりは、都市計画マスタープランだけでなく、関連する個別の計画や条例とも連携して進めていく必要がある。台東区では、これらの条例の他にも要綱等を制定して、適切な指導等を行っている。

今後とも都市計画マスタープランに示す将来像の実現に向け、他の計画や条例と連携を図りながら、適切に運用する。

個別計画の例

- 住宅マスタープラン
- 産業振興計画
- 観光振興計画
- 花とみどりの基本計画
- 環境基本計画
- 景観計画
- 地域防災計画
- バリアフリー基本構想

関連条例の例

- 中高層階住居専用地区内における建築物の制限に関する条例
- 特別工業地区建築条例
- 狭あい道路拡幅整備条例
- 自転車の放置及び自転車駐車場等の整備に関する条例
- 不燃建築物促進助成条例
- 震災後の復興における市街地の計画的な整備に関する条例
- 集合住宅の建築及び管理に関する条例
- 大規模マンション等の建設における保育所等の整備に係る事前届出等に関する条例
- 定住まちづくりに関する基本条例
- 中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例
- みどりの条例
- 景観条例
- 文化財保護条例
- 生活安全条例

4 まちづくりに係る情報の収集・共有と人材育成

(1) 開発等の早期把握

まちづくりの将来イメージを実現する地域まちづくりを進めるには、開発事業や大規模建築等にあたっての事前調整が重要である。個々の開発や建築等について、法律にもとづく申請等に先立って、多様なまちづくりの主体がその内容を早期に把握するための仕組みを検討する。

(2) まちづくりに係る情報提供や人材育成の充実

多様な主体がそれぞれの役割により、まちの将来を考え、実際にまちづくりに取り組んでいくためには、その必要性を認識し、学ぶことが重要である。

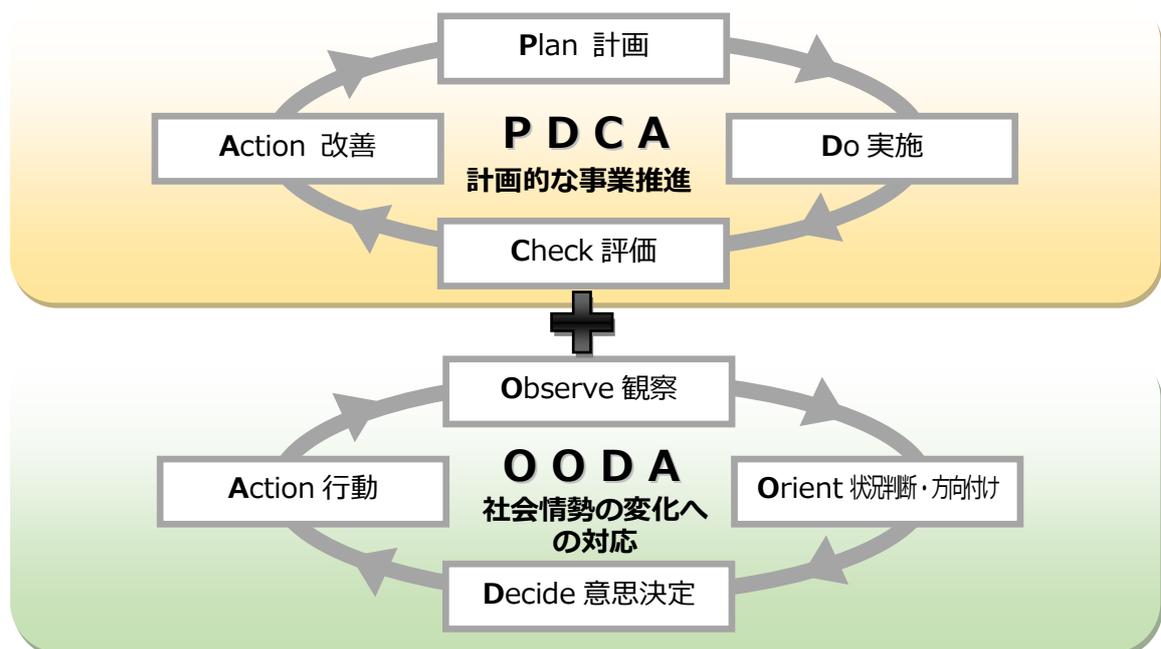
そこで、まちづくりへの意識や関心を高めるため、各種情報媒体の活用により、まちづくりの情報や基礎資料を区民に積極的に提供するとともに、「まちづくりカレッジ」等のまちづくりに携わる意識啓発の取り組みを進める。

5 都市計画マスタープランの適切な運用・評価・見直し

まちづくりの実現に向けた各種事業の実施においては、取り組み期間、目標量、事業費等の具体的なプログラムの策定により、計画的に事業を推進し、行政評価における計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Action)というサイクルにより、施策や事業の不断の見直しを行い、これまで以上に有効性・効率性を評価し、効果的な運営を図るものとする。

また、まちづくりは社会情勢等により刻一刻と変化するまちを対象に展開していくものである。その変化する状況を的確に捉え、効果的に展開させるため、計画を踏まえながらも状況にあわせた、柔軟かつ機動的に対応する必要がある。

そこで観察(Observe)、状況判断・方向付け(Orient)、意思決定(Decide)、行動(Action)といった、OODA ループによる評価も取り入れながら、柔軟かつ計画的にまちづくりを展開していく。



6 まちづくり推進重点地区

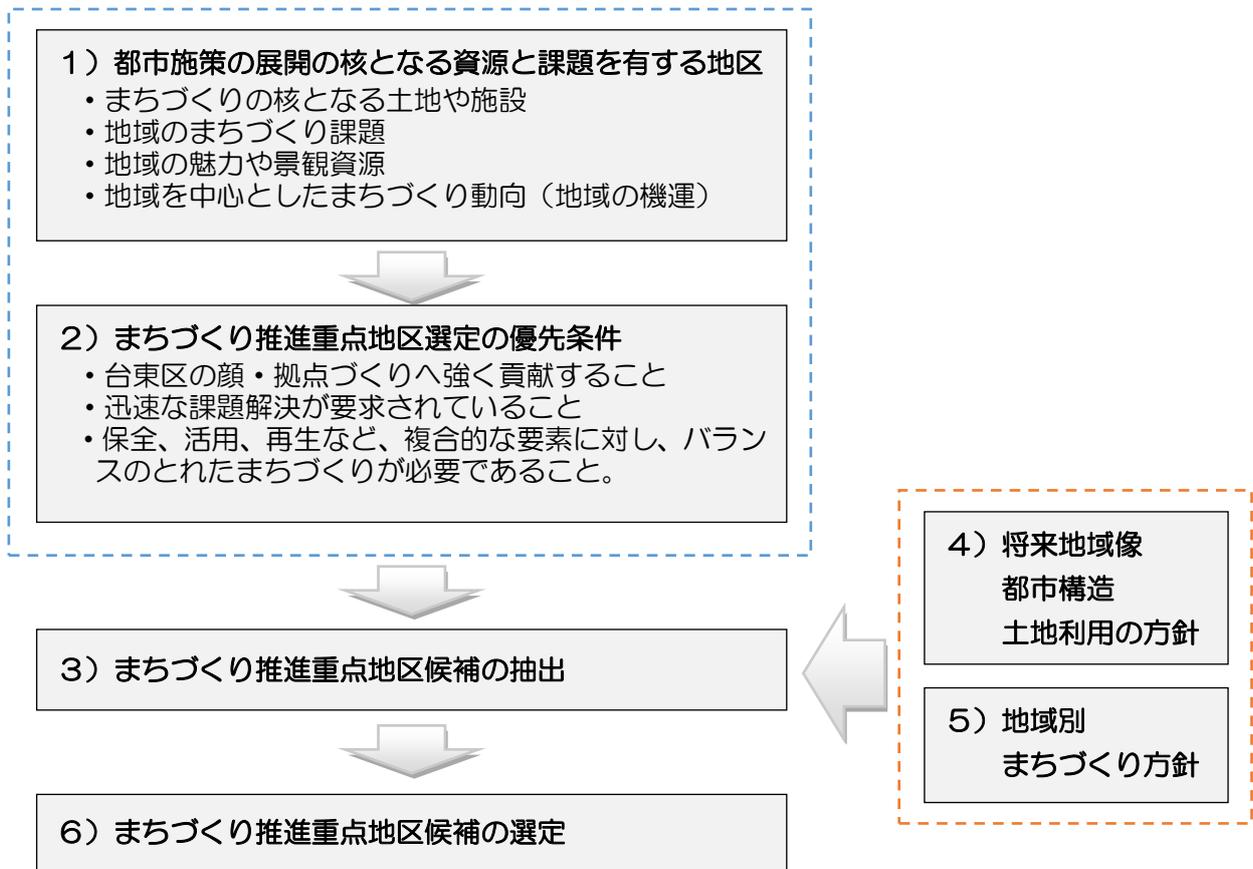
(1) まちづくり推進重点地区におけるまちづくり

拠点性の向上やまちづくりの課題解決の必要性が高い地区として「まちづくり推進重点地区」を設定し、まちづくり施策を集中的に実施する。これにより効果的な都市施策の実現を図るとともに、地域全体への波及を図る。

(2) まちづくり推進重点地区候補の選定フロー

まちづくり推進重点地区の選定は、次の選定フローに従って行う。

まちづくり推進重点地区候補の選定フロー



(3) まちづくり推進重点地区候補の選定理由

選定フローに従い、重点地区候補を抽出した結果と選定理由を下表に示す。

地区名	1) 都市施策の展開の核となる 資源と課題を有する地区		2) 重点地区選定の優先条件
上野・御徒町地区	資源	<ul style="list-style-type: none"> 世界文化遺産を含む多様かつ高度な文化・芸術関連施設の集積 上野恩賜公園周辺の景観資源の集積 上野や御徒町のまちづくり機運 	<ul style="list-style-type: none"> 台東区の顔づくりに強く貢献
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 文化・芸術の創造発信拠点の形成 上野恩賜公園の玄関にふさわしい上野駅の機能更新、歩行者空間の形成、交通結節機能の強化 上野駅周辺の回遊性向上 帰宅困難者対策、防災機能の充実 	
谷中地区	資源	<ul style="list-style-type: none"> 谷中のまちづくり機運 	<ul style="list-style-type: none"> 不燃化建て替えの促進が急務
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 歴史資源保全、居住環境と観光の調和 建物の不燃化、避難動線の確保 未整備都市計画道路の整備（言問通り（環状3号線、補助95号線）） 	
浅草地区	資源	<ul style="list-style-type: none"> 浅草寺周辺の景観資源の集積 国際観光都市としての拠点性 	<ul style="list-style-type: none"> 台東区の顔づくりに強く貢献
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 拠点性強化、受入体制の充実 浅草寺周辺の景観形成 防災機能の充実 交通結節機能の強化（乗り換え利便性の向上） 隅田川との連携（親水テラス、舟運、防災船着場の活用） 	
根岸・入谷地区	資源	<ul style="list-style-type: none"> 大規模用地（旧坂本小学校跡地） 閑静で落ち着いた生活環境 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路の沿道耐震化が急務 拠点性の向上
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 防災性向上（緊急輸送道路沿道の耐震化等） 鶯谷駅周辺の都市基盤施設の整備 	
北部地区	資源	<ul style="list-style-type: none"> 大規模用地（旧東京北部小包集中局跡地） 台東区を代表する産業集積 	<ul style="list-style-type: none"> 不燃化建て替えの促進が急務 拠点性の向上
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 面的な防災性向上 交通利便性の向上 既存ストックの活用と更新 産業振興と連携したまちづくり 	
台東・小島・鳥越地区	資源	<ul style="list-style-type: none"> 特色ある商店街の立地 ものづくりに携わる人々の動向 	<ul style="list-style-type: none"> 住環境保全、ものづくりの活用、商店街の活性化のバランスある推進
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 不燃化、耐震化等を契機とした建物更新 空き店舗を活用した商店街の活性化 	
浅草橋・柳橋地区	資源	<ul style="list-style-type: none"> 神田川等の景観資源 問屋街の集積 	<ul style="list-style-type: none"> 台東区の顔づくりに強く貢献 産業再生と景観保全
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 問屋街及び鉄道高架下店舗の再生（歩行空間、商業、景観など） 乗り換え利便性の向上 神田川の親水性向上、景観形成 	

(4) まちづくり推進重点地区における取り組みの方向性

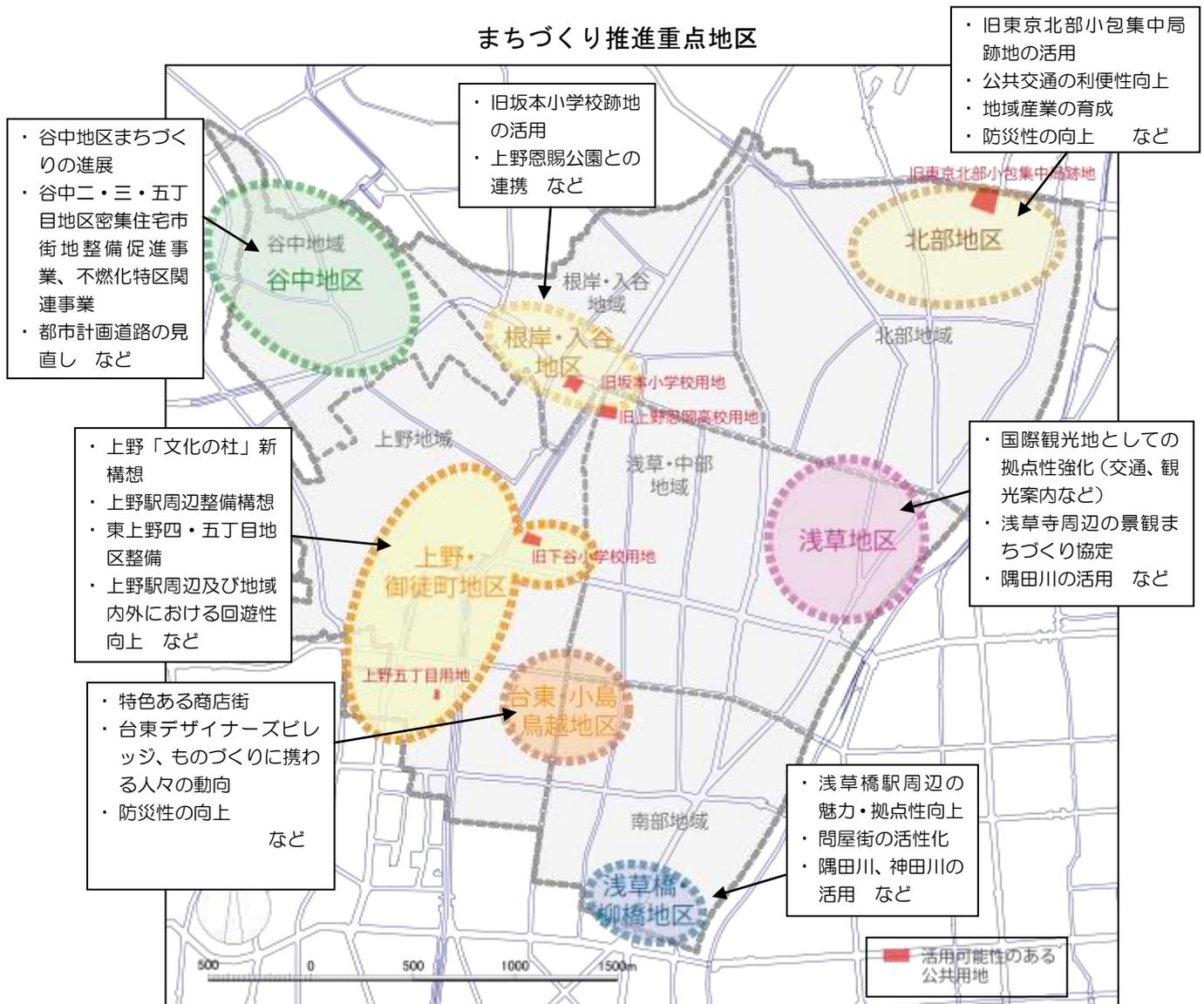
- 開発需要の高い地区

民間事業者によるまちづくりへの積極的な参画を誘導

- 開発需要の低い地区

地権者等の機運醸成に行政が積極的に関与することにより、民間の参画を誘導。

まちづくりを進める地区の特性に応じて、
行政と民間のまちづくりの関与のあり方を地区ごとに構築する必要性



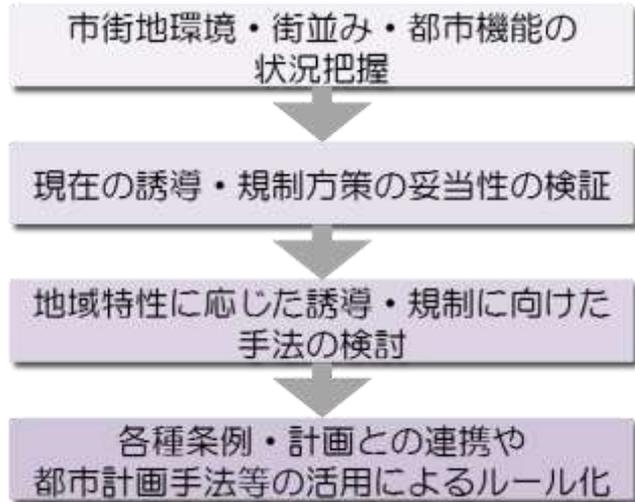
※具体的な重点施策の可能性については、地域の状況に応じて随時見直していく。

7 まちづくりの実現に向けて

(1) 市街地環境・街並み・都市機能に係る状況調査の実施

より良い市街地の形成や様々な機能の調和を目指し、現在のまちの状況を検証するとともに、今後講ずべき適切な誘導・規制方策を検討する。

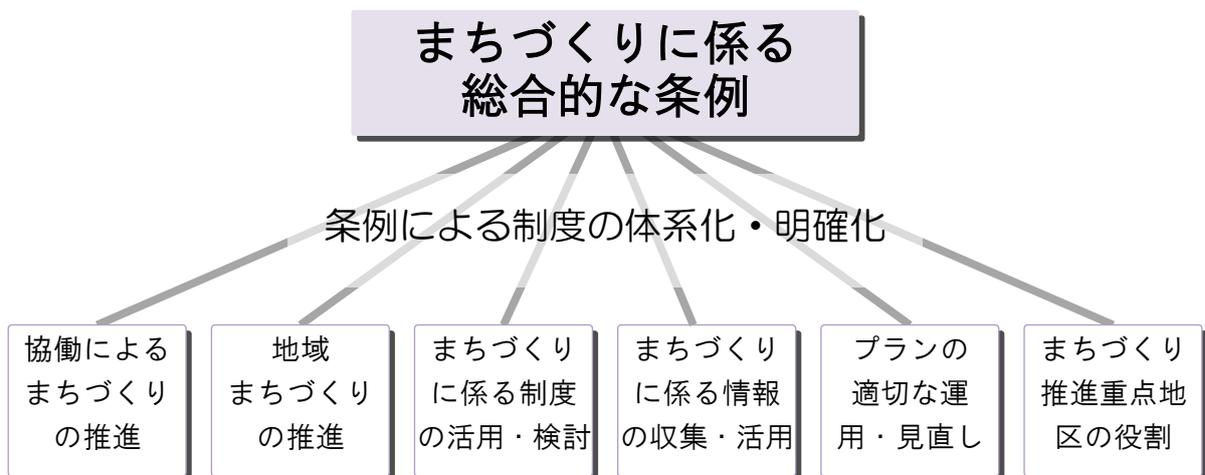
■ 取り組みの流れ



(2) まちづくりに係る総合的な条例の検討

実効性のあるまちづくりを進めるため、都市計画やまちづくりにおける区民等の参画の仕組みや、開発事業における調整の手続き、まちづくりへの支援・組織化などを主な内容とする、台東区独自のまちづくりに係る総合的な条例の策定に向けて検討する。

■ まちづくりに係る総合的な条例のイメージ



巻末資料

- 1 用語集
- 2 検討経緯
- 3 検討体制
- 4 台東区都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

1 用語集

あ

一時滞在施設	帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設。（東京都の定義より）
一般緊急輸送道路	「緊急輸送道路」の項目を参照
インキュベーション	新たに設立された競争力の弱い企業や事業者、国や地方公共団体などが技術、人材、資金の各方面から支援し、育成すること。台東区では、台東デザイナーズビレッジと浅草ものづくり工房の2か所がある。
上野台地	武蔵野台地の東端に位置している台地の一つで、現在の「上野恩賜公園」とその周辺に位置し、一帯は「上野の山」ともいわれている。
OODA ループ（ウーダ・ループ）	アメリカ空軍によって提唱された意思決定理論。観察（Observe）、方向付け（Orient）、判断（Decide）、実行（Act）の4段階のアプローチで意思決定し、取り組みを推進する。内部の「計画」からではなく、外部の「観察」から始まるのがPDCAとは大きな違いで、刻々と変化する社会情勢に柔軟に対応できる強みがある。
エネルギーの面的利用	個々の建物ではなく、面的なエリアの複数の建物で、エネルギーの効率的な供給などを行い、全体のエネルギーの最適化を図ること。
エリア防災	建物や各種施設が集中する都市の街区において、建物単位の防災対策にとどまらず、エリア全体の視点から計画し、具体的な取り組みを推進する防災対策のこと。関係者が連携・協力して、ハード・ソフト両面からのエリア単位での防災対策の充実に関する計画となるエリア防災計画を策定し、計画に基づき関連取り組みを進めていく。
エリアマネジメント	特定のエリアを単位に、民間が主体となって、まちづくりや地域経営（マネジメント）を積極的に行おうという取り組みのこと。（内閣官房の定義より）
延焼遮断帯	一定規模の市街地の外周を囲むように、帯状の都市施設である道路・河川・鉄道及び公園と、それらの周辺の建築物の不燃化を有機的に組みあわせ、延焼火災を分断する空間。
オープンカフェ	街路に面した壁や屋根を取り払った一体的かつ開放的な空間に設置されたカフェ又はレストランの総称。
オープンスペース	公園、広場、河川など、建物によって覆われていない土地の総称。都市計画法上の用語として「公共空地」がある。
<h3>か</h3>	
カーシェアリング	複数の利用者が特定の自動車を、利用時間を決めて共同利用する自動車の利用システム。
崖線	河川や海の浸食作用などでできた崖地の重なりのこと。
火災危険度	（地域危険度を参照）

カチクラ	御徒町～蔵前にかけての地域のこと。近年、ものづくりに係る活動が盛んに行われており、関連する店舗や施設が増えている。
緩衝地帯（バッファゾーン）	世界遺産の推薦資産の効果的な保護を目的として、推薦資産を取り囲む地域に、法的又は慣習的手法により補完的な利用・開発規制を敷くことにより設けられるもうひとつの保護の網のこと。資産を適切に保全するために必要な場合は、適切に緩衝地帯（バッファゾーン）を設定する必要がある。（世界遺産条約履行のための作業指針（仮訳）の定義より）
官民連携プラットフォーム	地域の企業、金融機関、地方自治体等が集まり、官民連携事業（PPP/PFI など）のノウハウ習得と案件形成能力の向上を図り、具体化する仕組みのこと。（内閣府の定義を参考）
帰宅困難者	災害時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する人）を除いた帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅する人）のこと。（東京都の定義より）
旧耐震基準	昭和 56 年 6 月 1 日の建築基準法の耐震基準の見直しより前に用いられていた耐震基準。震災時における建築物の被害が危惧されている。
狭あい道路	一般に幅員 4メートル未満の道路をいい、防災や住環境における課題を解消するため、すみ切りやセットバックによる道路拡幅整備が進められている。
共生のまちづくり	高齢者、障害者、子供、外国人などを含むすべての人々が、お互いを尊重し合いながら居心地よく生活し、時には交流を深めることができるまちづくり。
共同化	複数の地権者が土地・建物を共同で建て替えること。
業務機能	企業のビジネスや事業活動に係る機能（事務所等）。
緊急輸送道路	東京都地域防災計画に定める、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する拠点（指定拠点）とを連絡し、または指定拠点を相互に連絡する道路。緊急輸送道路のうち、特に沿道建築物の耐震化を図る必要がある道路として指定した道路を特定緊急輸送道路といい、それ以外のものを一般緊急輸送道路という。（東京都の定義を参考）
グループホーム	高齢者、障害者などが、日常生活上の必要な援助やサービスを受けながら、地域社会の中で共同居住する生活の場。
景観協定	景観法に定める協定で、特定の区域における土地や建築物の権利者が、その区域の景観形成に係る協定を合意のうえ締結し、それに基づいた景観形成ができる制度。
景観重要建造物	景観法に基づき景観行政団体の長（台東区の場合は区長）が、地域の景観上重要な建造物（建築物及び工作物）を、地域の個性ある景観づくりの核として維持、保全及び継承を図るため指定したもの。

景観重要樹木	景観法に基づき景観行政団体の長（台東区の場合は区長）が、地域の景観上重要な樹木を、地域の個性ある景観づくりの核として維持、保全及び継承を図るため指定したもの。
景観まちづくり協定	台東区景観条例に定める協定で、特定の区域における建築物等の所有者や管理者が、その区域の景観まちづくりに関する協定を締結することにより、積極的に景観まちづくりに寄与するよう努めるもの。
建築協定	建築基準法に定める協定で、地域の特性等に基づく一定の制限を地域住民等が自ら設けることのできる制度。建築協定を結ぶには、協定を結ぼうとする区域内の土地の所有者等の全員の合意が必要である。
公開空地	民地内の空地や開放空間のうち、日常一般に公開される部分で、地域住民の利用が可能な公開性のあるまとまった空地。
高度利用	都心や拠点など潜在的な業務・商業や住宅需要を有する地域において、建物の高層化を図ることにより、都市機能を集積し、オープンスペースを創出するなど、適切で合理的な土地利用を図ること。
コージェネレーションシステム	天然ガス、石油、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム。（資源エネルギー庁の定義より）
国際ビジネス交流ゾーン	都市づくりのグランドデザイン（平成 29 年度東京都策定）で位置付けられたゾーンの一つ。国際金融やライフサイエンスといった世界中から人材、資本、情報が集まるグローバルビジネスの業務統括拠点やアジアのヘッドクォーターなど、国際的な中枢業務機能が高度に集積した中核的拠点を複数形成し、アジアにおけるビジネス・交流の拠点としての地位を確立していく。（都市づくりのグランドデザインの記載を参考）
コミュニティガーデン	行政ではなく、地域住民、企業等が主体となって自主的に公園や区道などの公共空間の花とみどりを植え育て、みどり豊かな空間を形成し、まちの美化を推進すること。
さ	
災害拠点病院	災害時に、主に重症者の収容・治療を行う病院（基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院として東京都が指定する病院）（東京都の定義より）
災害拠点連携病院	災害時に、主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院（救急告示を受けた病院などで都が指定する病院）。（東京都の定義より）
災害時帰宅支援ステーション	災害時に、徒歩による帰宅者に対する支援の一環として指定し、水道水・トイレ・テレビ及びラジオからの災害情報の提供を行う施設のこと。（東京都の定義を参考）

再生可能エネルギー	一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのことで、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などが該当する。温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源である。（資源エネルギー庁の定義を参考）
シェアサイクル	自転車共同利用システムの一つで、借り受けた場所以外のポートで返却することができる新たな都市交通手段のこと。
市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された土地を統合し、共同建築物と都市基盤施設の一体的な整備を図る事業のこと。市街地の環境を改善し、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的としている。
指導要綱	地方自治体が様々な行政目的達成のため、行政指導の内容を定めたもの。
住宅性能水準	居住者ニーズ及び社会的要請に応える機能・性能を有する良好な住宅ストックを形成するための指針。居住性能では、耐震性、防火性、防犯性、耐久性、維持管理等への配慮、断熱性、室内空気環境、採光等、高齢者等への配慮、遮音性等を確保することを定めている。（住生活基本計画（全国計画）を参考）
職住近接	職場と住居との距離が近いこと。これにより、交通集中の問題を解決し、子育てなどにおける時間的なゆとりを確保するとともに、文化・ショッピングなどの余暇を充実させた生活が期待できる。
震災復興区画整理事業	大規模地震などの被災地において、被災した宅地を整備し、都市機能を回復させるとともに、復興をきっかけとした都市開発も念頭において、基盤整備を行うこと。特に関東大震災からの復興のための区画整理事業は、帝都復興土地区画整理事業と呼ばれ、台東区では谷中地域と上野恩賜公園を除いたほとんどの地域が当該事業の対象となっている。
浸透性・保水性舗装	浸透性舗装は路面に降った雨水を地中へ浸透させ、還元する舗装構造をいう。保水性舗装は路面に吸水・保水性能のある素材を詰めた舗装構造をいい、路面温度の上昇抑制など、環境負荷の低減効果が見込まれる。
親水テラス	水辺環境に親しめるよう、川岸などを整備して作られた遊歩道のこと。
シンボルロード	地域特性を活かし、人々に親しみと潤いを与え、快適で美しく、楽しい都市の顔として整備した道路。
水害ハザードマップ	自然災害のうち洪水（浸水）について、浸水範囲を予想し地図化したもの。

スーパー堤防	従来の堤防に加え、外側の私有地、公有地を盛土し、幅を最大 300 m程度（隅田川については川端から幅約 50m）に広げた堤防のこと。
ストリートファニチャー	道路や広場など屋外の公共空間に設置される、バス停の上屋やサイン、ベンチ、街灯、電話ボックスなどの施設の総称。
スマートエネルギーネットワーク	コージェネレーションシステムを含む分散型エネルギーシステムとともに、再生可能エネルギー、未利用エネルギーを大幅に導入して、電力・熱の融通を行いながら情報通信技術の活用によりエネルギー需給を最適に制御することで、快適な生活を維持しつつ省エネ・省 CO ₂ を達成する次世代エネルギー社会システムの構想。（一般社団法人日本ガス協会の定義より）

た

建物倒壊危険度	<i>(地域危険度を参照)</i>
地域危険度	「地震に関する地域危険度測定調査（東京都都市整備局実施）」に基づき、東京都内の市街化区域の 5,177 町丁目を対象に、各地域における地震に関する危険性を、建物倒壊危険度（建物倒壊の危険性）、火災危険度（火災の発生による延焼の危険性）、災害時活動困難度を加味して総合危険度で示したもの。おおむね 5 年ごとに調査を行っている。地域危険度のランクは 5 段階の相対評価となっており、各ランクの存在比率をあらかじめ定め、危険量の大きい町丁目から順位付けを行い、ランクを割り当てている。
地域地区	都市計画法で定められた土地の利用用途の区分。都市計画区域内の土地を利用用途によって分類し、分類した地区ごとに建築行為などに対して制限をかけている。用途地域は地域地区の一つであり、ほかにも特別用途地区、高度地区又は高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区、防火地域又は準防火地域、景観地区、風致地区、駐車場整備地区などの 21 種類が存在する。
地区計画	市街地の良好な環境形成を図るため、ある一定の地区を単位として、道路や公園等の配置や建築物の建て方等について、住民の意向をもとに、区市町村が都市計画として定める制度・手法。
昼間人口（昼夜間人口比率）	一定地域の常住人口（夜間人口）から地域外への流出入口（通勤・通学する人口）を除き、地域外からの流入人口（通勤・通学してくる人口）を加えた人口。オフィスや商業施設、工場、学校が多い地域は昼間人口が夜間人口を上回る地域が多い。また、昼夜間人口比率は、常住人口（夜間人口）100 人当たりの昼間人口の割合をいう。（総務省統計局の定義を参考）

駐車場の地域ルール	駐車場整備地区のうち駐車場整備計画が定められている区域において、地方公共団体が定める、地域特性に応じた独自の駐車施設の設置基準（附置義務台数の減免や集約・隔地駐車場の確保など）のこと。知事が地域ルールに基づき、必要な駐車施設の附置が図られていると認める場合は、東京都駐車場条例の基準によらないことができる。
低炭素まちづくり	「民生部門（家庭、業務等）」「運輸部門」の2部門に着目した「都市構造・交通分野」、「エネルギー分野」、「みどり分野」の3分野の取り組みを基本として、コンパクトなまちづくりを軸に、高齢者、子育て世代を含めた全ての区民が暮らしやすい持続可能なまちづくりを実現し、同時に都市の低炭素化を実現するまちづくりのこと。（低炭素まちづくり実践ハンドブック（平成25年、国土交通省都市局の定義より）
特定緊急輸送道路	「緊急輸送道路」の項目を参照
都市計画区域マスタープラン	都市計画法第6条の2の規定に基づく「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のことで、都道府県が当該都市計画区域の用途地域をはじめとする土地利用に係る都市計画や、都市計画道路などの都市施設に係る都市計画の決定方針等を定めるもの。
都市計画提案制度	都市計画法第21条及び都市再生特別措置法第37条および第86条に基づき、一定規模以上の地区において、土地所有者やまちづくりNPO法人等が自ら地区の価値向上、賑わいの創出などを図るために、土地所有者等の3分の2以上の同意など一定の条件を満たした場合、都市計画の決定や変更を地方公共団体に提案することができる制度。
都市再開発方針等	市街地における再開発の各種施策を長期的かつ総合的に体系付けたマスタープランのこと。本方針における再開発とは、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の市街地開発事業にとどまらず、特定街区、地区計画等の規制誘導手法による修復型まちづくり、特定の市街地の整備を目的とした助成事業及び工場等の跡地利用や都市施設の整備と一体となった土地利用の面的転換等を含むもの。（東京都の定義より）
都市施設	都市での活動を支え、生活に必要な都市の骨組みを形作る施設で都市計画に定めることができるもの。都市計画法第11条に基づく施設で、具体的には交通施設、公共空地、供給・処理施設、水路、教育文化施設、医療・社会福祉施設などがある。

都市づくりのグランドデザイン	平成 29 (2017) 年 9 月に東京都が策定した、2040 年代の目指すべき東京の都市の姿とその実現に向けた、都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示したビジョン。平成 28 年 9 月に東京都都市計画審議会から出された答申「2040 年代の東京の都市像その実現に向けた道筋について」を踏まえ、「活力とゆとりのある高度成熟都市」を都市づくりの目標とし、目指すべき都市像の実現に向けて、分野横断的な視点から 7 つの戦略、30 の政策方針、80 の取り組みを示している。
都心共同住宅供給事業	三大都市圏の都心地域（東京 23 区、大阪市、名古屋市）において、大都市法（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法）等に基づき、都市基盤整備を伴いつつ、一体的、総合的に良質な住宅供給を行い、都心居住の推進による住宅立地の改善及び都心における良好な住宅市街地の整備を図ることを目的とした補助事業。一定要件を満たす住宅建設については、国・都・区が補助を行う。
都心居住	都市機能が集積し、生活利便性が高い都心部やその近接地に居住すること。
土地区画整理（事業）	道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用の増進を図る事業。（国土交通省の定義より）
土地利用	土地の状態や用途などの利用状況のこと。土地には宅地と宅地以外の公園、道路、農用地、森林などがあり、そのうちの宅地は、商業用地（業務地を含む）、住宅用地、工業用地、公共用地などの用途に分類することができる。東京都ではおおむね 5 年ごとに土地利用現況調査を実施し、土地利用の分類ごとの現況を把握している。
な	
内水氾濫	堤防で守られた内側の土地にある水を内水といい、集中的な大量の降雨などでその水はけが悪化し、建物や土地、道路が水につかってしまうこと。河川の水は外水という。
は	
パークマネジメント	従来の行政主導の事業手法から転換し、住民、NPO、企業と連携しながら住民の視点にたって公園を整備、管理していくもの。誰からもわかりやすい目標設定、多角的な視点による事業展開、結果の評価を行い、継続的な改善を行っていく。（東京都パークマネジメントマスタープランの定義を参照）
パーソナルモビリティ	市街地での少人数の短距離移動、移動が不自由な人の支援などを想定した、次世代型のコンパクトな電動駆動車両（立ち乗りの二輪、電動車いす、1～2人乗りの小型自動車など）の総称。
バリアフリー	高齢者や障害者等の行動を阻害するような都市、環境、建築等の物理的なバリア、人間の心理的バリア、そして社会的制度におけるバリア等、すべての「障壁」を取り除こうという考え方。ユニバーサ

	ルデザインの考え方に基づく。
BCP(事業継続計画)	災害などの緊急事態が発生したときに企業が損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための計画のこと。BCPはBusiness Continuity Planningの略称。事業継続計画と訳される。
ヒートアイランド現象	周辺地域と異なる都市部独特の局地的な気温の上昇のこと。等温線を描くと島のようになるのでその名がある。
附置義務(駐車場)	駐車場法に基づく地方公共団体の条例等により、一定の地区内で一定の規模以上の建築物を新築する場合に、設置が義務付けられている駐車施設。台東区の場合は「東京都駐車場条例」及び「東京都集合住宅駐車施設附置要綱」、「台東区集合住宅の建築及び管理に関する条例」等に基づき、附置義務が定められている。
復興まちづくり	震災等の災害からの復興時の課題解決に必要な負担を軽減し、計画的かつ段階的な地域復興活動を進めるとともに、将来を見据えた都市開発を進めるために、平常時から復興計画に必要な条件を整理し、復興の将来像や目標、取り組み、推進体制などを、様々な関係者と合意形成を図りながら決めて推進しておくこと。
復興模擬訓練	官民が協働で復興の考え方やプロセスを習熟し、平常時から地域復興活動の意識を醸成するために行う訓練のこと。
不燃化特区	首都直下地震の切迫性や東日本大震災の経験を踏まえ、木造住宅密集地域の改善を一段と加速するために東京都が取り組んでいる「木密地域不燃化10年プロジェクト」の中で、特に改善を図るべき地域として指定された地域。不燃化建替え助成や支援を行っており、台東区では、谷中二・三・五丁目地区が平成26年(2014年)4月1日に指定された。(平成32年(2020年)終了予定)
ペDESTリアンデッキ	駅前広場等に設置される歩行者のための高架の通路。
防災生活圏	延焼遮断帯に囲まれた圏域。火を出さない、もらわないという視点から、市街地を一定のブロックに区切り、隣接するブロックへ火災が燃え広がらないようにすることで大規模な市街地火災を防止する。防災生活圏は、日常の生活範囲を踏まえ、おおむね小学校区程度の広さの区域としている。(東京都防災都市づくり推進計画の定義より)
ポケットパーク	わずかなスペースを利用して都市環境の改善を図るために設けられた面積の小さな公園。
歩行者ネットワーク	歩行者の移動上の利便性と安全性を向上するための経路。歩行者デッキ、地下通路、歩行者専用通路等の整備や、沿道の景観形成やサイン整備などにより形成される。
歩道状空地	前面道路に沿って設ける歩行者用の空地及び当該空地に沿って設ける修景施設のこと。(東京都総合設計許可要綱の定義を参考)

本郷台地	武蔵野台地の東端に位置している台地の一つで、上野台地と谷を挟んで文京区本郷地域を中心に広がっている。台東区では、本郷台地の東辺、上野台地と、その東側の低地に位置する。
ま	
まちづくりカレッジ	区民のまちづくりへの関心を高め、積極的なまちづくりへの参加を促すために台東区が開講している、区民等を対象とする講座プログラムのこと。前身は「まちづくり下町塾」として開講。
密集住宅市街地整備促進事業	老朽木造住宅等が密集し、公共施設も未整備なため、良質な住宅の供給と住環境の改善が必要な地域において、老朽住宅等の建替えを促進し、住環境の整備等を総合的に行う事業。
や	
優先整備路線	都市計画道路のうち、平成37年度までに優先的に整備する区間を、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」に示す基本目標「活力」、「防災」、「暮らし」、「環境」に基づいて東京都が選定したもの。
誘導居住面積水準	国民の住生活の安定の確保及び向上の促進が図られるよう、住生活基本法に基づき、「住生活基本計画（全国計画）」において定められた住宅の面積に関する水準で、「世帯人数に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準」と定めている。誘導居住面積水準には、都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定した一般型誘導居住面積水準と、都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定した都市居住型誘導居住面積水準がある。（住生活基本計画及び国土交通省の説明を参照）
ユニバーサルデザイン	年齢や性別の差異、障害、能力の如何を問わずに、誰もが利用することができる施設や製品などの設計思想のこと。
ら	
ランドマーク	高層ビルやタワー、山など、その土地の目印や象徴になる対象物のこと。
路外駐車場	道路の路面外に設置される自動車（自動二輪車を含む）のための駐車施設であり、一般公共の用に供するもの。主に時間貸し駐車場、不特定多数が利用可能な商業施設の駐車場が対象であり、特定の利用者を想定する月極駐車場や専用駐車場は対象外となる。

2 検討経緯

(1) 台東区都市計画マスタープラン策定委員会

日時	会議	議事
平成 28 年 8 月 10 日	第1回台東区都市計画マスタープラン策定委員会	(1)都市計画マスタープランの方向性について
平成 28 年 10 月 14 日	第2回台東区都市計画マスタープラン策定委員会	(1)今後の進め方について (2)地域別整備方針について
平成 28 年 12 月 27 日	第3回台東区都市計画マスタープラン策定委員会	(1)地域別整備方針について (2)都市計画マスタープラン骨子の方向性について
平成 29 年 3 月 22 日	第4回台東区都市計画マスタープラン策定委員会	(1)台東区都市計画マスタープラン策定に向けたスケジュールについて (2)台東区都市計画マスタープラン骨子(案)について (3)今後の作業方針について
平成 30 年 5 月 7 日	第5回台東区都市計画マスタープラン策定委員会	(1)事務局の作業状況と策定に向けたスケジュールについて (2)台東区都市計画マスタープラン(事務局案)について
平成 30 年 7 月 5 日	第6回台東区都市計画マスタープラン策定委員会	(1)まちづくりの将来像・基本目標について (2)地域別まちづくり方針について
平成 30 年 9 月 11 日	第7回台東区都市計画マスタープラン策定委員会	(1)第6回都市計画マスタープラン策定委員会での主な意見と対応について (2)台東区都市計画マスタープラン(中間のまとめ)について (3)今後のスケジュール等について
平成 30 年 12 月 7 日	第8回台東区都市計画マスタープラン策定委員会	(1)各所からの主な意見と対応について (2)パブリックコメントの実施結果について (3)都市計画マスタープラン策定に向けた区民懇談会の実施結果について



策定委員会の様子



策定委員の皆様

(2) 台東区都市計画マスタープラン策定委員会 庁内検討会・作業部会

日時	会議	議事
平成 28 年 8 月 8 日	第1回台東区都市計画マスタープラン策定委員会 庁内検討会・作業部会	(1)都市計画マスタープランの方向性について
平成 29 年 3 月 13 日	第2回台東区都市計画マスタープラン策定委員会 庁内検討会・作業部会	(1)台東区都市計画マスタープラン策定に向けたスケジュールについて (2)台東区都市計画マスタープラン骨子(案)について (3)今後の作業方針について
平成 30 年 4 月 16 日	第3回台東区都市計画マスタープラン策定委員会 庁内検討会・作業部会資料	(1)台東区都市計画マスタープランの検討状況とスケジュールについて (2)台東区都市計画マスタープラン(事務局案)について
平成 30 年 7 月 2 日	第4回台東区都市計画マスタープラン策定委員会 庁内検討会	(1)まちづくりの将来像・基本目標について(第3章) (2)地域別まちづくり方針について(第5章)
平成 30 年 8 月 30 日	第5回台東区都市計画マスタープラン策定委員会 庁内検討会	(1)庁内ヒアリングにおける主な意見と対応について (2)都市計画マスタープラン(中間のまとめ)について (3)パブリックコメント及び都市計画マスタープラン策定に向けた区民懇談会の実施について
平成 31 年 1 月 18 日	第6回台東区都市計画マスタープラン策定委員会 庁内検討会	(1)第5回庁内検討会の主な意見 (2)各所からの主な意見と対応について (3)パブリックコメントの実施結果について (4)都市計画マスタープラン策定に向けた区民懇談会の実施結果について (5)台東区都市計画マスタープラン(最終案)について (6)今後のスケジュールについて

(3) 台東区都市計画マスタープラン策定に向けた研究会

日時	会議	議事
平成 29 年 9 月 20 日	第1回台東区都市計画マスタープラン策定に向けた研究会	(1)研究会の目的・進め方 (2)分野別整備方針の検討について
平成 30 年 1 月 17 日	第2回台東区都市計画マスタープラン策定に向けた研究会	(1)研究会の進め方 (2)将来都市像、分野別方針の基本的考え方の採光性について (3)分野別整備方針の検討について (4)実現化方策の検討について

(4) 台東区の将来都市像に関する意識調査の実施概要

① 区内居住者向けの調査概要

調査方法	郵送配布・回収
調査対象	台東区在住の満20歳以上の男女個人
標本数	1,650 標本
抽出方法	無作為抽出 (町丁目ごとの人口、男女比率及び年齢構成に応じて抽出数を配分)
回収数	586 サンプル(回収率:約 35.5%)
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・既往調査(「台東区民の意識調査」や「台東区区民満足度調査」等)も活用することで調査項目を絞り込み、回答者の負担軽減やそれによる回答率の向上も考慮して設定。 ・現行の都市計画マスタープランで定めている6つの地域ごとの区民の意向も分析できるように、住所の記入欄を設定(記入は任意)。 <p> ≪台東区のイメージについて≫ <ul style="list-style-type: none"> ・台東区の都市のイメージ(キーワードに対する印象)(問8) ・今後の台東区の発展の方向性(問9) </p> <p> ≪今後のまちづくりについて(部門別)≫ <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用(問 10、) ・道路・交通整備(問 11、問 12) ・防災まちづくり(問 13、問 14) ・住宅・住環境整備(問 15) ・みどり・環境まちづくり(問 16、問 17) ・都市景観整備(問 18) ・観光・産業まちづくり(問 19) </p> <p> ≪まちづくりへの参加等への関心について≫ <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりへの参加等への関心(問 20、問 21、問 22) ・住民と行政が連携したまちづくりに向けて重要なこと(問 23) </p>

② 区外居住者(区内への通勤・通学者)向けの調査概要

調査方法	インターネット調査
調査対象	インターネット調査会社の登録モニターの中から、台東区に通勤・通学する区外居住者を抽出(満20歳以上の男女)
回収数	381 サンプル
調査項目	<p> ≪台東区のイメージについて≫ <ul style="list-style-type: none"> ・台東区の都市のイメージ(キーワードに対する印象)(問7) ・今後の台東区の発展の方向性(問8) </p> <p> ≪台東区のまちづくりにおいて重点的に行うべきことについて(問9)≫ </p> <p> ≪その他、台東区への居住意向等について≫ </p>

(5) 都市計画マスタープラン策定に向けた区民懇談会の実施概要

まちづくりの基本的な方針となる「台東区都市計画マスタープラン」(現在策定中)の役割や意義などを共有し、今後のまちづくりについて皆で考えるため、区民懇談会を開催した。

- 日時：平成30年11月24日(土) 14:00～16:00 (開場13:30)
- 場所：台東区役所10階 1002会議室
- プログラム

開会(14:00)

第1部 基調講演(14:05～14:35)

都市計画マスタープランをつくる意義

野澤 康 氏(工学院大学 教授/台東区都市計画マスタープラン策定委員会委員長)

第2部 パネルディスカッション(14:45～16:00)

台東区の未来を語る～都市計画マスタープランの策定からはじまるこれからのまちづくり～

- パネリスト(順不同/台東区都市計画マスタープラン策定委員会委員)
 - 池邊 このみ 氏(千葉大学大学院 教授)
 - 加藤 孝明 氏(東京大学生産技術研究所 准教授)
 - 中島 直人 氏(東京大学大学院 准教授)
- コーディネーター
 - 野澤 康 氏



野澤委員長による基調講演の様子



パネルディスカッションの様子

3 検討体制

(1) 台東区都市計画マスタープラン策定委員会名簿

氏名		所属・役職名	備考
【学識経験者】			
委員長	野澤 康	工学院大学 教授	
委員	池邊 このみ	千葉大学大学院 教授	
	加藤 孝明	東京大学 生産技術研究所 准教授	
	中島 直人	東京大学大学院 准教授	
【まちづくり団体代表】			
委員	茅野 雅弘	副都心上野まちづくり協議会	
	梅澤 真光	御徒町駅東側区域まちづくり協議会	
	松田 檀雄	谷中地区まちづくり協議会	
	松本 光昭	浅草地区観光まちづくり推進協議会	
	本間 充一	入谷南部まちづくり協議会	
【区職員】			
委員	伴 宣久	台東区 都市づくり部長	
	岡田 和平	台東区 土木担当部長	平成 30 年 4 月 1 日から
	(高柳 正治)	台東区 土木担当部長	平成 30 年 3 月 31 日まで

(2) 台東区都市計画マスタープラン策定委員会 庁内検討委員会名簿

氏名		所属	備考
会長	伴 宣久	都市づくり部長	
会員	佐藤 徳久	企画財政部長	
	松本 浩一	危機管理室長	平成 30 年 4 月 1 日から
	(嶋田 邦彦)	危機管理室長	平成 29 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで
	(吹澤 孝行)	危機管理室長	平成 29 年 3 月 31 日まで
	河井 卓治	文化産業観光部長	平成 29 年 4 月 1 日から
	(石野 壽一)	文化産業観光部長	平成 29 年 3 月 31 日まで
	梶 靖彦	産業振興担当部長	平成 30 年 4 月 1 日から
	(河井 卓治)	産業振興担当部長	平成 29 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで
	(石野 壽一)	産業振興担当部長	平成 28 年 11 月 1 日から 平成 29 年 3 月 31 日まで
	(飯島 守人)	産業振興担当部長	平成 28 年 10 月 31 日まで
	飯島 守人	環境清掃部長	平成 28 年 11 月 1 日から
	(近藤 幸彦)	環境清掃部長	平成 28 年 10 月 31 日まで
	岡田 和平	土木担当部長	平成 30 年 4 月 1 日から
	(高柳 正治)	土木担当部長	平成 30 年 3 月 31 日まで
	前田 幹生	企画課長	平成 29 年 4 月 1 日から

(酒井 まり)	企画課長	平成 29 年 3 月 31 日まで
佐々木 洋人	企画財政部副参事	平成 29 年 3 月 31 日まで
酒井 まり	財政課長	平成 29 年 4 月 1 日から
(原嶋 伸夫)	財政課長	平成 29 年 3 月 31 日まで
川島 俊二	危機・災害対策課長	平成 29 年 4 月 1 日から
(遠藤 成之)	危機・災害対策課長	平成 29 年 3 月 31 日まで
三瓶 共洋	文化振興課長	平成 30 年 4 月 1 日から
(内田 円)	文化振興課長	平成 30 年 3 月 31 日まで
飯野 秀則	観光課長	平成 29 年 4 月 1 日から
(河井 卓治)	観光課長	平成 29 年 3 月 31 日まで
上野 守代	産業振興課長	平成 30 年 4 月 1 日から
(菅谷 健治)	産業振興課長	平成 30 年 3 月 31 日まで
小川 信彦	環境課長	平成 30 年 4 月 1 日から
(松原 秀樹)	環境課長	平成 28 年 10 月 25 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで
(赤塚 洋一)	環境課長	平成 28 年 10 月 5 日まで
浦里 健太郎	まちづくり推進課長	
越智 浩史	地区整備課長	平成 29 年 4 月 1 日から
(原島 悟)	地区整備課長	平成 29 年 3 月 31 日まで
松崎 晴生	建築課長	平成 30 年 4 月 1 日から
(松本 浩一)	建築課長	平成 30 年 3 月 31 日まで
杉光 邦彦	住宅課長	平成 29 年 4 月 1 日から
(鈴木 慎也)	住宅課長	平成 29 年 3 月 31 日まで
石川 洋二	交通対策課長	
植野 譲	都市づくり部副参事	平成 30 年 4 月 1 日から
大野 邦仁	都市づくり部副参事	平成 30 年 4 月 1 日から

4 台東区都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

台東区都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

平成28年7月1日
28台都計第234号
平成30年4月1日
30台都計第6-2号

(設置)

第1条 台東区において、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の規定に基づく、市町村の都市計画に関する基本的な方針（台東区都市計画マスタープラン。以下「マスタープラン」という。）の策定を行うため、台東区都市計画マスタープラン策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、マスタープランの策定に関する事項について検討を行い、その結果を区長に報告する。

(構成)

第3条 策定委員会は、次の表に掲げる選出区分に該当する者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員をもって構成する。

選出区分	定員
学識経験者	4人以内
区内まちづくり団体代表	5人以内
区職員	2人以内

- 2 策定委員会に委員長を置き、学識経験者の委員のうちから委員の互選により定める。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

(招集)

第4条 策定委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。
- 3 策定委員会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

(庁内検討会)

第5条 策定委員会の所掌事項について庁内の調整を図るため庁内検討会を置き、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 庁内検討会に会長を置き、都市づくり部長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を統括する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

5 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する会員がその職務を代理する。

(作業部会)

第6条 庁内検討会の所掌事項について庁内の調整を図るため作業部会を置き、別表2に掲げる所属の係長職にある者をもって構成する。

2 作業部会に部会長を置き、都市計画課長をもって充てる。

3 部会長は、会務を統括する。

4 部会長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(任期)

第7条 委員の任期は、マスタープランの策定が終了する日までとする。

(会議及び会議録等の取扱い)

第8条 策定委員会の会議並びに会議録及び会議に係る資料(以下「会議録等」という。)は、公開する。ただし、委員長又は委員の発議により出席委員の過半数で議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。この場合において、可否同数のときは、委員長が公開の可否を決定するものとする。

2 会議又は会議録等を公開するときは、委員長は必要な条件を付すことができる。

(事務局)

第9条 策定委員会及び庁内検討会の事務局は、都市づくり部都市計画課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

2 この要綱は、台東区都市計画マスタープランの策定が終了した日にその効力を失う。

付 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表1（第5条関係）

台東区都市計画マスタープラン策定委員会庁内検討会名簿

会 長	都市づくり部長
会 員	企画財政部長 危機管理室長 文化産業観光部長 産業振興担当部長 環境清掃部長 土木担当部長 企画課長 財政課長 危機・災害対策課長 文化振興課長 観光課長 産業振興課長 環境課長 まちづくり推進課長 地区整備課長 建築課長 住宅課長 交通対策課長 都市づくり部副参事（都市計画課） 都市づくり部副参事（地区整備課）

別表2（第6条関係）

台東区都市計画マスタープラン策定委員会作業部会名簿

部 会 長	都市計画課長
部 会 員	企画課 財政課 危機・災害対策課 文化振興課 観光課 産業振興課 環境課 まちづくり推進課 地区整備課 建築課 住宅課 交通対策課